

平成 23 年 9 月 26 日（月曜日）

第 3 回松島町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成23年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	（欠番）	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋 谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
総 務 課 長	高 平 功 悦 君
財 務 課 長	熊 谷 清 一 君
企画調整課長	小 松 良 一 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 祐 一 君
建設課長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理兼環境防災班長	櫻 井 光 之 君
財政課専門官	舘 山 滋 君
税 務 班 長	山 口 俊 江 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
副所長兼下水道班長	佐々木 功 君

教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	亀 井 純 君
代 表 監 査 委 員	清 野 精 維 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 査 土 井 弘 通

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 3 年 9 月 26 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 諸般の報告
- 〃 第 3 第 2 常任委員会の所管事務調査報告について
- 〃 第 4 報告第 9 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 〃 第 5 議案第 7 6 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 7 7 号 松島町町税条例等の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 7 8 号 松島町都市計画税条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 7 9 号 松島町民体育館条例の廃止について
- 〃 第 9 議案第 8 0 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 0 議案第 8 1 号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について
- 〃 第 1 1 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 〃 第 1 2 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて
- 〃 第 1 3 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 〃 第 1 4 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) につい
て
- 〃 第 1 5 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1
号) について
- 〃 第 1 6 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 3 号) につい

て

Ⅱ 第 17 議案第 88 号 平成 23 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について

Ⅱ 第 18 議案第 89 号 平成 23 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につて

Ⅱ 第 19 議案第 90 号 平成 23 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について

Ⅱ 第 20 議案第 101 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番高橋利典議員、7番渋谷秀夫議員を指名します。

日程第2 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

町長より行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それでは、お手元に配付しております平成23年6月10日以降の町政の諸報告につきまして、主なものを述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月10日に第2回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において災害弔慰金の支給等に関する条例等の改正、平成23年度一般会計予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月11日には、フランス国民議会議員2名が、また6月14日にはデンマークのフレデリック皇太子が松島町の被害状況調査で来町し、激励のお言葉をいただき、元気な松島をPRしたところであります。

6月26日には、松島のマルシェ・前進松島「まつの市」が開催され、県内外からの支援物資のチャリティーや津軽三味線の演奏も行われ、あいにくの雨の中、集まった親子連れなど約1,500人で会場が盛り上がりました。

6月28日には、松島町内の地上デジタル放送の普及促進に取り組んだ功績が認められ、「電波の日」東北総合通信局長表彰を受賞し、表彰状をちょうだいしております。

7月4日には、末松本部長（内閣府副大臣）が被害状況調査のため来町し、被害状況の説明を初め、町内の観光、漁業関係者を交えて、復興に向けた意見交換会を行いました。

7月8日には、復興政策の方向性など復興計画について審議していただくため、第1回松島震災復興会議を開催し、16名の方に委嘱状を交付しております。

7月15日には、第6回松島町議会臨時会を招集し、商工業災害再開資金貸付条例の制定等についてご承認いただきました。

7月17日には、夫婦町の秋田県にかほ市の縁でにかほ市が姉妹地盟約を結んでいる浅草馬道地区町内会連合会の「第10回みちびきまつり」に招待され、元気な松島をPRしてきました。

なお、会場で集められた寄附金を、本町の復興のため寄附をいただいているところであります。

7月18日には、東日本大震災の被害を乗り越え、松島から元気を発信し、復興にご協力をいただいた方々と訪れたお客様に感謝する日として「日本三景の日」記念行事、松島復興感謝祭が松島海岸中央広場において開催され、「まつの市」と観光協会の屋台販売が行われたほか、五大堂太鼓や松島高校によるダンスの披露などが行われました。

8月4日から5日には、観光復興PRで池袋のアンテナショップ及び新聞社3社に元気な松島をPRし、松島観光への誘客を図ってきたところであります。

8月6日から8日までは、町の風物詩となりました夏のとおき松島「瑞巖寺灯道」が開催され、初日の6日には東日本大震災の犠牲者を供養する法要が行われ、吉田住職を初め僧侶15名が読経で犠牲者を慰霊し、ご冥福をお祈りしたところであります。

8月10日には、ことし1月から工事が始まっていた県道小牛田松島線、通称初原バイパスの初原トンネル本体工事の貫通式が行われ、平成25年度供用開始に向け工事が進められておるところであります。

8月11日には、岩手県平泉町へ世界文化遺産登録のお祝いを兼ね、情報発信の一元化など広域連携強化について提案してまいりました。

8月14日から16日までは、町内の若者が中心となつてつくった、昔懐かしい夏祭松島流灯会海の盆が開催され、鎮魂の願いが込められた海の盆では、再開した盆踊りや灯籠流しなど、さまざまな催しが行われ、延べ4万3,000人の町民や観光客が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月19日には、第7回松島町議会臨時会を招集し、災害廃棄物仮置場、町民グラウンドです。原状復旧工事の工事請負契約の締結及び災害復旧事業費等の補正予算につきましてご承認いただきました。

また、臨時会終了後、議員全員協議会において第20回全国健康福祉祭り宮城・仙台大会開催に伴うサッカー種目の開催地等にご報告させていただきました。

8月21日には、第7回松島町震災復興計画検討会議が開催され、松島町の復興に向け、飯川

議長から松島復興への提言を受けております。

8月25日は、松島町議会第1常任委員会に出席し、定住促進等の施策についてご説明しているところであります。

8月28日には、第2回松島町震災復興会議を開催し、震災復興計画の方向性などについて説明し、ご意見等をいただいております。

9月19日には、第54回敬老会を開催し、77歳以上の方2,141人をお祝いいたしました。

また、6月30日から9月20日まで、震災復興基本方針や復興計画の方向性などの協議のため、松島町震災復興推進本部会議を6回開催しているところであります。

次に、要望等でございますが、7月12日に宮城県選出国會議員等に対して、東日本大震災に関する要請外2件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。6月24日、7月26日、8月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情・意見書等の受理ですが、要望書1件であります。内容は、記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理ですが、2件を処理しております。内容は、記載のとおりであります。

国・県に対する要望等であります。6月27日に東日本大震災に係る要請活動を行っております。ほか1件であり、内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。7月4日に石川県中能登町議会が来庁しており、町の被災状況について視察しております。7月26日には、埼玉県志木市議会が来庁しております。

会議等であります。6月10日の平成23年第2回松島町議会定例会を含め、総件数33件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は、記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。8月1日に「まつしま議会だより」第107号が発行されております。議会広報対策特別委員の皆様には、大変ご苦労さまでありました。

議員・委員派遣についてであります。7月4日に、ゲーミング・エンターテイメント複合施設誘致対策特別委員会が宮城県議会へ3名の委員を派遣しております。内容については、記

載のとおりであります。

7月25日から27日までの日程で宮城県町村議会議員講座に、延べ18名の議員を派遣しております。研修内容については、記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、宮城東部衛生処理組合の6月の議会につきまして報告をさせていただきます。

会議の開催についてであります。平成23年7月6日午後3時から、場所につきましては、東部衛生処理組合事務所の3階大会議室でございました。出席議員は、全員が出席しております。

会議の内容につきましては、まず、最初に管理者の方から行政報告がございました。管理者からは、平成22年度ごみの搬入状況及び今年度の5月末までのごみの搬入状況、さらに東日本大震災にかかわるごみの搬入状況が報告をされました。

また、震災に伴う焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋め立て施設の被害の復旧状況及びそれらに対する今後の手当等取り組みが示されたところでございます。そうしたことを報告がございました。

さらに、最後に、福島原発事故に伴い一般廃棄物焼却施設における焼却灰について、国の指針に沿って放射線測定を行うということも、あわせて報告されたところでございました。

次に、審議をされました議案でございますが、議案第6号平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第1号）。議案の内容につきましては、平成23年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第1号）は、東日本大震災により多量に排出をされる災害廃棄物の処理に要する経費として978万4,000円、被害のあった組合施設の災害復旧に要する経費として1,011万6,000円を追加し、それらの財源といたしまして基金繰入金、国庫補助金及び組合債について追加補正を行ったものでございまして、歳入歳出それぞれ1,990万円を追加し、予算総額を8億3,590万円ということにしたものでございまして、採決の結果、全員賛成によりまして可決をされたところでございます。

以上をもって、宮城東部衛生処理組合議会についての報告を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 塩釜地区環境組合7月開催議会について報告をさせていただきます。

塩釜地区環境組合議会は、7月に開催され、2議案について報告があり、議会はこれを承認いたしました。

議会開催、時、23年7月7日、会期は1日でございます。所、塩釜地区環境組合事務棟会議室であります。報告事項、一つ、例月出納検査の結果について、二つ、行政報告。

大きな二つ目、議会審査内容について報告をいたします。

議会の審査内容、一つ、例月出納検査の結果について報告がなされました。検査対象は、会計管理所管の塩釜地区環境組合会計であります。歳入歳出及び歳入歳出外現金現計表で平成22年度10月、11月、12月のそれぞれの収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額等を検査したものであります。いずれも計数は正しく、正確であることが認められております。

二つ目、行政報告について報告がありました。平成22年度環境センター業務報告では、平成22年度の生し尿は、合計で9,344.33トン、前年比4%減でありました。松島町の実績は、3.8%減でありました。浄化槽汚泥は2,904.14トン、前年比15.4%増でありました。松島町の実績は1.8%増でありました。1日当たりの平均搬入処理量は、平成22年度34.02トン、稼働日数360日、平成21年度36.05トン、稼働日数365日でありました。

次に、斎場業務についてであります。平成22年度総計は、2,288件で前年比276件の増でありました。松島町は、195件で前年比55件増でありました。火葬の利用実績は、前年比291件増で603件、使用料搬入は前年比163万4,500円増で682万6,000円でありました。

以上のとおり大要を申し上げ、ご報告とさせていただきます。報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 平成23年度第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

開催日時は、23年7月7日、木曜日午後1時より。場所は、塩釜地区消防事務組合消防本部会議室でございます。

会議の内容は、まず会期を7月7日の1日間と決定いたしました。

諸般の報告で監査の報告がございました。その次に、行政報告が塩竈市長よりございました。

それで、審議の内容ですが、まず最初に、承認第1号として、専決処分の承認ということで、平成22年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第2号）、これは東日本大震災の災害対応に対処するために消防費の増額について緊急に執行を要したことから、3月31日付で専決

処分したものでございます。

次に、議案第5号、これは平成23年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第1号）で
ございます。こちら、東日本大震災に伴う災害復旧に対処するためのものであり、歳入歳
出それぞれ8,164万7,000円を増額して、歳入歳出総額をそれぞれ21億5,874万7,000円とする
ものでございます。今回の東日本大震災に対して、塩釜地区に他県より派遣された応援部隊
等の人数について質問等がございましたが、提案された議案は、いずれも賛成全員で可決承
認されました。以上です。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8番緑山市朗議員。

○8番（緑山市朗君） 宮城県後期高齢者医療広域連合についてご報告させていただきます。

去る8月1日、会期1日で宮城県後期高齢者広域連合議会、平成23年第2回定例会が宮城県
自治会館において開催されました。

今次定例会に提出されました6議案のうち、主要案件は、後期高齢者医療制度施行3年度目
に当たる平成22年度の一般会計及び特別会計の決算についてでありました。

広域連合の職員人件費等を賄うところの一般会計の歳出は7億263万円で、会計区分の変更
のゆえもあり、平成21年度比41.5%、2億599万円の増でありました。また、保険給付費がほ
とんどを占めるところの特別会計の歳出は、2,136億4,664万円で、平成21年度比5.4%、108
億8,439万円の増でありました。特別会計が歳出増となったのは、本県人口約233万人の約
11%を占めるところの75歳以上の高齢者人口、すなわち被保険者数が、平成21年度の約26万
3,000人から、平成22年度は約26万7,000人へと1.6%少々、4,000人強増加したこと。さらに、
1人当たりの医療給付費も、約72万8,000円から約74万7,000円へと約2.6%、1万9,000円弱
増加したこと等によるものでありました。

加えて、平成23年度には、今回の大震災の影響による死者等の変動を見込まなければ、被保
険者数が27万人台までにふえるとともに、1人当たりの医療給付費も約2.5%増の76万6,000
円となることが予想されるところであります。よって、平成23年度の特別会計の予算は2,168
億円程度が計上されているところであります。

なお、今次定例会提出議案は、上の両決算以外に、東日本大震災に伴う特例措置による保険
料減免の申請期限を延伸するための条例改正、そして平成23年度の一般会計及び特別会計の
補正予算等でありましたが、議案審議並びに一般質問において取り上げられましたのは、大
震災に伴う歯科健診モデル事業の平成23年度中止の件、その他程度で、全体的には後期高齢

者医療制度の根幹にかかわるような議論は特になく、提出議案はすべて原案どおり可決されました。

以上で、広域連合のご報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

なお、吉田川流域溜池大和町外2市4カ町村組合議会の報告については、先日皆様方に配付しておりました報告書のとおりであります。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第3 第2常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、第2常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第2常任委員会から福祉施策の充実について（人口増と定住化促進）について報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○第2常任委員長（渋谷秀夫君） 第2常任委員会所管事務調査について報告をさせていただきます。

1. 調査事件。福祉施策の充実について（人口増と定住化促進）であります。
2. 調査期日・場所は、平成22年5月19日、第1委員会室ほか記載のとおりであります。
3. 出席議員は、後藤良郎議員ほか記載のとおりであります。
4. 調査方法についてであります。松島町は、少子高齢化による自然減少と転出増による社会減少によって、人口減少が急速に進んでおります。人口の減少は、松島町全体の活力低下を招き、地域経済や町の財政にも大きな影響を及ぼしております。実際に、中心市街地の衰退や新興住宅地内での住宅の建設が遅々として進まない状況下にあります。第2常任委員会では、松島町の人口をふやし、定住を促進させていくためにどのような対策が求められているのかについて、町民との意見交換会や先進地への視察研修を行い、調査研究を実施したところであります。

ただし、定住促進に関しては、自然環境、住宅対策、雇用対策等多岐にわたっているので、ここでは福祉に焦点を絞って調査を行ったものであります。

5. 調査の概要であります。初めに、松島町の人口動態と定住状況について見ますと、松島町の平成23年3月31日現在の人口は、1万5,341人となっていて、10年前と比較すると1,803人の減となっております。高齢化が進み、年間の出生数が100人を下回っている現状では、自然減少はとまらない。また、転出が転入を130人前後上回っており、社会減少もおさまるとは

考えられない。社会減少は平成18年から、自然減少は平成19年から対前年比が大きくなってきております。

次に、定住状況を見てみますと、世帯数は10年前と変わりありません。むしろ、ふえております。しかし、1世帯当たりの世帯員数が0.31人ほど減っております。これは、核家族化が年々進んでいることをあらわしております。若い世帯の人が減少し、高齢者が増加していく少子高齢化社会の典型的なパターンとなっております。

次に、松島町の人口増と定住促進に対する取り組みについてであります。松島町の少子化対策に対する取り組みは、平成6年のエンゼルプランの施行から始まり、平成11年の新エンゼルプラン、平成14年の少子化対策プラスワン、平成17年に制定された次世代育成支援推進の前期行動計画、そして平成22年の後期行動計画へと推進されてきましたが、計画どおりの成果達成までとはいっていない。定住促進については、ここ一、二年でようやく町長の施政方針の中に記述されるようになったばかりであり、町としての具体的な施策としては示されていない。

他自治体（先進地）の取り組みについてであります。第2常任委員会では、少子化を阻止するために、子育て支援の充実を図り、日々変化する社会に対応した幼保一元化の実施等に積極的に取り組んでいる自治体を訪問し、研修を行いました。最初に訪ねたところは、滋賀県米原市立「いぶき認定子ども園」であります。ここは、滋賀県内で最初に「認定子ども園」を立ち上げた地域であります。平成17年、二度にわたる市町村合併に伴い、保育指針の基本理念として、子どもの最善利益を第一に考え、「養護と教育」が一体となった保育、教育を行い、豊かな人間性を持った子どもを育てることを掲げ、「認定子ども園」の運営に踏み切った自治体であります。これまでの成果として、適正な子ども集団の確保ができたこと、就学前施設としての選択肢が拡大されたこと、一貫した就学前の保育・教育ができたこと、保育園・幼稚園のよさを生かした園運営が可能になったこと、子育て支援機能が充実されたことなどが挙げられます。

「いぶき認定子ども園」が園児の保護者から好評を得ていることは、幼児がなれ親しんだ園を変わず、一貫して教育・保育を受けることができ、保護者が家庭の状況に応じて短時間コースや長時間コースに移動しやすい点であります。今後の課題としては、幼児保育に対する職員の意識の相違、担任同士の連携不足、これらをいかに改善していくかが挙げられておりました。

次に訪ねたところは、京都府の宇治田原町であります。この町では、子育て応援隊事業から

始まり、ファミリーサポート事業を展開し、大きな実績を残しております。ファミリーサポート事業は、子育てを手伝ってほしい人と手伝いたい人がお互いに会員になって、地域ぐるみで子育てをしていく上で大きな安心感として受けとめられております。今後、ますます期待が寄せられている事業となっております。

ちなみに、京都府内の状況を見てみますと、11市2町でファミリーサポート事業が設立されていて、平成21年度現在の会員数は1万72人、活動件数は2万5,513件となっております。事業費が少額で済むのも大きな魅力となっております。

以上の二つの自治体の子育て支援対策に共通し言えることは、園児はもちろんのこと、保護者の目線に立って事業を展開している点にあり、子育ては地域全体で行っていくという姿勢が強く感じ取られました。

次に、松島町民が「住みたいと思うまち」はどのような町なのか。新成人、子育て世代との意見交換会及びPTA役員へのアンケート調査を行いました。

成人を迎える若者たちが、町の現状をどのように思い、町の将来をどう考え、住みたい町とはどんな町か、そして議会をどんなふうに見ているかなどを知るために意見交換会を行いました。

松島町の現状については、シャッターを閉じている店が多く買い物に不便である、通勤時のアクセスに対し不満である、救急医療体制に対する不安がある、夜になると町の中が暗い、観光の町なのにデートコースらしきところがない、住みたい町というより遊びたい町とを感じるなどの意見が寄せられました。一方、若者たちが町に望むこととして、きれいな町にしてほしい、夜間でもまち中を明るくしてほしい、若者たちが安価で気楽に入れる飲食店が欲しい、観光施設を充実させてほしいなどが挙げられました。

次に、若者たちがなぜ町を離れていくのかという質問に対しましては、「通勤における交通の便や買い物のしやすい場所が便利であるから」という回答でありました。将来も松島町で両親と同居していると思うかという質問に対しては、6人中3人が「同居していると思う」と回答がされました。議会に関しては、「関心がない・わからない」と答えております。若者たちの考えを知り得たことは、有意義な交換会でもありました。年齢層なども考慮しながら、より多くの若者たちと意見交換会を重ねることができれば、「若者が住んでみたい」と思う「若者が定住できる」まちづくりをするための参考になり、今後は議会としても若者たちとの話し合いを積極的に設けるべきではないかと強く感じたところであります。

続いて、子育て真っ最中のお母さんたちのところ（ベビーサロン・のびのび広場）に出向き、

子育て環境整備について、町や議会に対しどんな要望があるのか聞き取り調査及び意見交換会を行いました。

初めに、子育て支援については、一時保育実施、小児科医療施設の拡充、無料遊戯施設、保育ママ制度の導入、送迎バスの運行（第一幼稚園）、乳幼児医療費助成の期間延長、ファミリーサポートセンターの開設、土・日曜日も利用できる施設、交通アクセスを便利なものにしてほしい、保育料の基準を下げてほしい、救急医療体制をしっかりとしたものにしてほしいなどの意見が出されました。

次に、まちづくりについては、きれいで利便性のある町、買い物に便利な町、役所が開放的で訪問しやすい、広くて遊具施設の整った公園がある町などが挙げられ、子育てをしていく上でのさまざまな悩みや町への要望が数多く寄せられました。

当委員会では、PTA役員との意見交換会を計画しておりましたが、時期的に無理と判断し、急遽アンケート方式に切りかえました。調査の対象は、町内の小中学校PTA役員とし、調査方法は、各小中学校より調査票を配付し実施いたしました。

設問１の「住みたいまちはどんなまちですか」に対しては、上位から、医療機関が充実しているまち、交通の便がよいまち、子育てのしやすいまち、買い物がしやすいまち、治安のよいまち、福祉が充実しているまちと続いています。

設問２の「住みたいと思う市町村はどこですか」に対しては、上位から、仙台市、松島町、利府町と続いております。

設問３の「松島町の魅力は何だと思えますか」に対しては、上位から、日本三景、歴史と文化、自然、通勤・通学に便利、治安がよいと続いております。

設問４の「松島町に必要なものは何だと思えますか」に対しては、上位から、働くことのできる環境、医療機関、総合ショッピングセンター、図書館・児童館、公園と続いています。

設問５の「あなたの住まいは」に対しては、上位から、自分の持ち家、家族の持ち家、アパートと続いております。

アンケート調査における設問や回答文の内容については、当委員会で組み立てたものでありますが、別枠として自由に書き込み欄を設けました。その結果、数多くの意見や要望が寄せられ、PTA役員の皆様がいかに町に対して期待しているかが読み取れました。

まとめであります。ここで、ミスプリントがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。１行目の「福祉施設」となっておりますが、「施策」と直していただきたいと思います。「の充実を図り、人口増に」となっていますが、「人口増と」と直していただければと思いま

す。

まとめ。福祉施策の充実を図り、人口増と定住促進に結びつけるにはどうすべきか。

松島町の人口をふやし、定住促進を図っていくには、住宅環境、生活環境、交通環境、教育環境、福祉環境などあり、ありとあらゆる施策を充実していかないと達成はできない。当委員会では、これまで先進地の取り組みについて研修を行い、町内の各世代の人たちの意見等を踏まえつつ審議を重ねてきました。その中から、松島町として直ちに実施すべきこと、早急に検討すべきこと、もう一度見直すべきことなどを取り上げてみますと、(1) 子ども応援隊・ファミリーサポート事業の取り組みを図ることあります。園児の保護者が安心して子育てができる利点があり、少ない事業費で運営が可能であります。

(2) 一時預かり保育制度の早期実施であります。平成24年度から保育所1カ所で実施の予定であります、直ちにに取り組むべきであります。

(3) 児童館の事業展開を急ぐべきであります。勤労青少年ホームを児童館として位置づけているが、新たな場所に児童館として本来の機能を持った施設を設置すべきである。

(4) 保育料の基準の見直しです。所得階層をもっと細かく分けて、それぞれの所得に見合った保育料となるよう基準を見直すべきである。

(5) 小児医療施設の充実確保が急務であります。施設が少ない。夜間緊急診療もしてくれる施設が必要であります。

(6) 乳幼児医療費助成(通院・入院)期間の拡大を直ちに実施してほしい。町は検討しているようであるが、自治体によっては中学修了時としているところもあります。中学生になると医療費は少なくて済むはずであります。

(7) 町民バスの充実を図ること。子育て支援策として、児童生徒の町民バスの運賃は無料にすべきである。

(8) 町内の救急医療体制の充実。

先進地では既に実施されているものも多々あり、これらを一つでも多く着実に施行していくことによって、子育て支援の充実が図られると思います。安心してこの町で子育てができ、定住化の道へと結びつけていくためにも、上記の8項目を提案するものであります。

以上でございます。

参考資料といたしまして、1から5まで添付させていただきました。その1、2は、子育て支援センターで行っておりますゼロ歳から幼稚園入園までを対象とするベビーサロン・のびのびクラブに参加されているお母さんたちからの意見聞き取り調査の報告書であります。3

は、町内の小中学校PTA役員の方々にアンケートをお願いしたわけですが、その調査結果であります。4は、2010年4月1日現在の宮城県内乳幼児医療費助成状況であります。5は、町民バス関連資料であります。児童生徒のバス賃、町民バスのバス賃ですが、これを無料にした場合の影響額、それと医療費助成を小学3年生まで拡大した場合の入院及び通院の影響額を参考に出してみました。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第2常任委員会の所管事務調査の報告が終わりますが、町当局の皆様方には、参考資料の1から5までよく熟読されていただきますよう、議長の方からもお願いを申しておきます。

日程第4 報告第9号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についての報告を求めます。局長、朗読。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告第9号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成23年7月12日午後3時40分ごろ、松島町根廻字上山王6番地の27、松島町保健福祉センターの敷地内において、町民福祉課の公用車が方向転換のため後退したところ、駐車していた車の側面に接触し、相手車両の左側後部を損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成23年9月1日、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月22日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

1. 和解内容及び損害賠償額

町は、―――氏に対し、損害賠償（車両修理費）として35万129円を支払うものとする。

2. 損害賠償の相手方

以上です。

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第9号、和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成23年7月12日火曜日、午後3時40分ごろ、松島町根廻字上山王6番地の27、松島町保健福祉センターの敷地内において、町民福祉課の公用車が方向転換のため後退したところ、駐車していた車の側面に接触し、相手車両の左側後部を損傷しました。

この事故に関して、車両修理費として相手方に対し、損害賠償額35万129円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成23年9月1日専決処分をしましたので、報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 報告事項について質疑があれば受けたいと思いますが、質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。まず、福祉センターに職員の駐車場というのはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保健福祉センター敷地内に職員の駐車場という感じで割り振っていて、そこには駐車場はございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ぶつかったのは、職員駐車場でぶつかったのか、職員駐車場以外に役場の職員が公用車なり民間の車が入ってくるところに置いていてぶつかったのか、どちらなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ぶつけられた車については、職員の駐車場には通常とまっているんですけども、そのときは出る関係で、職員の駐車場は一時出しまして、その場所に置いて今回の事故が発生したところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ここにも運行管理者というのがおるんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 健康長寿班の班長であります本間澄江でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、本来であれば職員の公用車でない、私用車でしょう。私用車が勤務時間内に、公用車もあるんでしょ、あそこにいっぱい。公用車があつて、わざわざ私用車を、出はっていくべと思って出したというのは、おかしくないですか。車のない課であればわかるんですよ、私用車を持って行って私用車で使ってもらっていると、こういうのはわかるんですが、ここは職員駐車場の置き場でないところに常に置いているのではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今の質問なんですけれども、先ほどもお話ししましたとおり職員の駐車の列は決まっておりますけれども、このときに、今お話ししたとおり、たまたまちょっと出る関係がありまして、その決められた場所以外に停車したときに、今回の事故が発生したということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、100%になるんですか、補償。個人に責任もないんですか。駐車場でないところに、公用車でないところに置いて、私用車、職員駐車場があつて、そこでないところに車を置いてぶつけられたからおまえが悪いんだと、こういうふうなことになるんですか。運行管理者であれば、職員は職員駐車場に車を置いて、そして安全に運行させると、こういうようなことが原則だと思うのでありますが、運行管理者そのものが別なところ、公用車がどんどん走るところだかなんだかわかりませんが、そののところに置いて、ぶつかったから100%補償すると、こういうようなことは今後も出てくるのではないのでしょうか、そういうふうなことであればですよ。そういうふうなことは考えられませんか、100%ですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 職員の駐車については、この事故ばかりでなく、これまでもいろいろ指示しているところでございますけれども、さらに指示をいたしますけれども、今回の事故については、停車した車両についての損傷ということでございますので、停車の車両については100対ゼロかなと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、だから出せばいいというのではなく、職員の運行管理者がいて、

車というのはこうしなきゃいけないだよと、こういうようなことを町長みずから教えなければならぬんですよ。その運行管理者が、職員の駐車場でないところに置いて、ぶつけられたから100%みんな出すんですよと、こういうようなことでは切りがない。運行管理者なんか要らないんじゃないですか。事故が起きたら、みんな町で責任を持つんだよと。公用車の保険をかけているから、それから落ちるんだと思うのでありますが、これも同じようになんでしょう、保険も高くなっていくんでしょう、我々も事故を起こすと任意保険が高くなっていくんですが。そうすると、町の負担になるんですよ、これも。だから、その辺は十分に管理をしてもらわなければならない。専決したんですから、どうにもならないわけでありましたが、ただ単に出せばいいんだ、議会はみんな承認するんだというようなことではおかしいと、こういうことだけ申し上げておきます。

○議長（櫻井公一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第5 議案第76号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第76号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私だけで大変申しわけないのでありますが、この説明が、私はどうも納得できないのでありますが、一部改正に伴い条項のずれを改正するものである、これだけなんです。1条では、議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。この1条では、この条例そのものを見ますと、ここで言う第10条、公務災害補償等に関する条例の第10条の2を見ますと、障害者自立支援法、これの規定の関係なのでありますが、5条12項を13項にしますよと。そして、6項を7項に改めますよと。ところが、2条では、13項をまた12項に改めますよと、こういうふうになっているわけでありましたが、条文の整理だけであれば、同じなところに条文は二つないんですよ、5条12項というのは、一つだけなんです。10条の2第1項第2号には、5条の第12項しかないんですよ。こうしてきますと、5条の12項は障害者支援施設、こういうふうになっているわけでありましたが、13項というのは、自立訓練というふうなことになっているのでありますが、具体的にどうなの

か。

さらに、我々には今までと変わらないというのが、ここらは何かすっきりしない、この説明だけでは理解できない。議会はわからなくたっていいんだというふうなことに聞こえて仕方ないのでありますが、具体的にどうなんですか、この内容。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 資料の中で説明不足というのは、今質問を受けて、あろうかなと思います。実際、今回の該当する部分は、条項は、障害者自立支援法の該当する部分は12項そのもの、その分だけです。ですから、ものが変わるとかではなくて、自立支援法のそのものが変わったということで、該当するのは、12項は障害者支援施設とはということで、そこに入所してサービスを受ける施設とかという12項があります。その項目が該当は同じです。なぜこのように、1条では13項になって、2条の方で13項から12項とちょっとややこしいことになったのかというと、実際障害者自立支援法そのものの施行日が二通りになったということです。まず、4月1日までの間に政令で定める施行日ということで、多分10月1日になるであろうという情報は来ています。その中で、5条の4項がふえたものですから、4項がふえて12項が行ずれしたということになります。それで、該当するものは同じ。

ただ、もう一つ、4月1日施行というのは、自立支援法の方で4月1日に施行するものがあったと。それが、第5条の8項が削除になると、自立支援法の8項が削除になるということで、またもとに戻ってしまうということで、あと条文は若干変わりますけれども、支援法の、実際該当するのは同じということで、1条の方で4月1日までに施行すると。多分10月1日にしますけれども、その部分でこのようにしたと。あと、4月1日以降が2条の方で戻りますから、このように13項から12項と。実際該当するものは、この松島町の議会議員及び非常勤職員の補償関係の条例で介護補償、その中で該当するものは同じということです。自立支援法の施行日が二通り、国の方でされるということで、このように2段階、1条と2条に分けたものです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私質問して初めて言うんですよ。議会はわからないんですよ、わからないと思うんですよ。みんなわかるのかどうかわかりませんが、私は理解できなかったんですよ。この今言ったようななにで、ここのところに二通り書かれているのも読みました。さらに、自立支援でなしに、障害者支援施設に入ったときには給付をしないんですよと、これもわかりました。

ただ、こうしたときに、同じ条文を読んだら、ここの中には5条の12項しかないんですよ。二つあるならわかるんですよ、10条の2第1項第2号に二つあるんならわかるんです。一つだけしかないから、そういうのであれば、そういうふうな書き方、そして説明の仕方をすべきなのではないかと。私は、そうでないかと思ったのでありますが、議員さんたちも理解するのは、質問した方がいいだろうなと思って質問しているわけですよ。

障害者自立支援法も、私も取りました。そして、見たわけです。こんななにで説明になると思っていますか。単に一部改正による条項のずれを改正したと。これではおかしいでしょう。だから、総務課長は議会事務局長もしたわけでありますから、いいですか、議会議員には理解をしてもらって、そして可決なりなんなりをしてもらおう努力をしなければならないわけですよ。さきの報告も、専決も今度もおかしいと、きちんとそういうふうなことが理解できるようにして出してほしいと要望しておきます。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私も、議会事務局に3年いて、資料ということで執行部に話をして、今尾口議員から言われて、改めて自立支援法の、今質問いただいて答弁したその内容を、この提案の理由のところに書くべきだったなと、こう思っています。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第76号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。（「休憩」の声あり）

休憩の動議が出ていますので、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第6 議案第77号 松島町町税条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第77号松島町町税条例等の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口でありますが、これも26条1項ですか。ここで、町民税の納税義務者があるわけでありましたが、町内に事務所、事業所、又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者、それから、寮、宿泊所、クラブ、その他、これらに類する施設を有する者、これには納税管理人を置きなさいよと、こういうふうになっているのだと思うのでありますが、こういうものは町内に22年度決算で4件と出ているんです。まず、納税管理人を置いているのかどうかをお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 納税管理人を置いているかということですが、置いています。ちょっとその細かい数字は、今確認はできませんが、置いております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 4件にみんな置いているんですか、納税管理人を置いているんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっと答弁整理。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） すみません、ちょっと時間をかしてください。お願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 暫時お待ち願います。班長の方でわかるときは、班長がそこで答えてください。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） ただいま、もう少し調べさせて、確認をさせていただきたいと思います。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） では、それ以外の質疑について質問を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これが、4件にみんな納税管理人を置いていないのだとすれば、65条の1項とかですね、こういうようなのは全く死に条例です。死に条例になります。36条4項、1項、申告をさせる、申告をさせない、こういうようなことになってくると。この条例は死んでいるんですよ。ただ国から来ているからそのまま条例を直していると、こういうことになってしまうのでお聞きしたんです。いいですか。

それから、もう一つ、ついだから。これとは関係ないのでありますが、附則2条19項の条

約適用配当等、これは23年から25年まで延びると、こういうようなことになっているんですが、松島ではないわけでしょう。ありますか。ないわけでしょうと聞いたのでは質問にならないので、ありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 条約条項の条約の部分については、松島町については、これはございません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました。では、あと質疑。では、尾口慶悦議員の質問に関しては一時保留しておきまして、他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私よくわからないのですが、要するに今回のやつで過料の引き上げということで、不申告ということなんですが、不申告というのは、一体年間、町内どのぐらいあって、過料を科したことがあるのかどうか、まずそこをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 今、質問で大きく二つかなと。過料を科したことがあるかどうかと。私の方でも、過料を科したことがあるかといったら、実際はないようです。過料を科したことはですね。

あとそれから、不申告ですけれども、これは私の方で今回の条例を提案する段階で不申告者、ちょっと先ほどの尾口議員ともダブるところがあるんですけれども、今回は全部で11項目ぐらい過料という文言で整理させていただきました。そして、全然ちょっと、松島に実際ないようなものもあるんですけれども、たまたま条文にある、そういうこともあわせて一斉に整理をさせていただきました。それで、国保とかですと、期別にこういきますから申告しなければならぬというところがありますので、把握することは可能なんですけれども、町県民税、ここについては、なかなか大変、実務としては難しいのかなと。

ただ、ことしの場合で、今21年度、22年度の、例えば申告の数、町県民税の申告の数、ことしは震災とかありましたから、その比較は……。ただ、そういう面で見ると、申告の数も確かに少ない。少ないからといって、不申告者かどうかというところは、所得がなければ申告しなくていいわけですから、大変難しいということで、この把握というのはちょっと、現地1件1件やって、そういう人たちを当たっていかなければできないのかなと。実際具体的にどのぐらいあるかというのは、ちょっと実務担当としては難しいところがあるというのが現状です。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） だと思っんですよね、なかなか難しい問題なんだろうと思ったので。結局不申告と脱税とどっちなのかなという、こういうことやなんかもあるのかなと思っんです。だから、申告をしなかったと、イコールそれが脱税になるのか、なかなか難しいんですね。だから、これは条例上、脱税ではなくて不申告というふうにしているというのは何なのかなという、そこもよくわからないんです。私わからないので、この場合、不申告と脱税といった場合との違いとか、そういうことも含めて、ちょっと言葉の説明も含めてしていただけるともっとわかりやすいかなというような気がするんです。だから、そういう意味で言うと、不申告というものは、どうやってあなたは不申告だよというふうに認定をされていくのか、そういう過程もよく見えてこないんです。申告しなければわからない、調査に行って初めてわかると、こういうことだと思いますし、調査に行ってわかったときに、あなたは不申告なのか、それで、それは脱税になるのかですね。忘れていたから、そんな脱税なんてものではないよということになるのかも含めて、その辺の関係について教えてほしい。

それから、いわゆる所得がなくても、そうすると申告をしなければならないということになっていくのかどうか。所得がなくても申告していいわけですよね。だから、所得がない人も申告をしなければならないと、こういうことになっていくのか。そういうふうになったときに、これは不申告ということでの罰則の適用になるのかどうかも含めて、どうなのかということの確認をしておきたいということです。

○議長（櫻井公一君） それでは、それで答弁1回求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） まず、一番最初の過料と、言葉で刑罰とかという言い方されますが。この過料ってどういうものかとあったんですけども、過料、一つの言い方としては、税金を納める金銭の徴収に対する制裁みたいなことです。ですから、刑罰というんですか、そういうものとは違うよというふうな取り扱いにはされています。

そして、これは今ちょっと不申告者、所得ある方、ない方、実際所得ゼロって、いろいろなケースがありますから、ない方については申告しなくてもいい、でもその場合の不申告者としての……、しなくても取り扱うのかと。今それが大変難しく、脱税等いろいろあるんでしょうけれども、やはりその辺が我々にかかるとはちょっと、調査とかそういう事務のレベルに入っていくのではないかなというふうには思っております。

あと、税ですから、税を納める納税者は申告する義務がある、その辺と不申告、でも所得がなければしなくてもいいとかという、その辺のところのとり合いですよね。ですから、我々税を担当するものとしての調査とか、その辺は取り組んでいかなければならないと。そして、

その辺の見きわめを十分していかななくてはいけないのかなと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 要は、不申告の状態というのがどういうことなのかということを知りたいわけですよ、私は。どういうふうにして、あなたは不申告だというふうに確定していくのか、そこが一つわかればいいんです。そこはどうなのかということなんですよ。それで、結局不申告だということの証明するためには、調査しなければわからないんだろうなと思うんです。その調査そのものが、そのときに今度は、いわゆる調査権を振りかざして人権侵害に当たるところまでいってしまうおそれがないのかと、そういうことも懸念するものだから、不申告というのはどこで認定するんだということを聞いているわけなの。もう一回その辺、どうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 先ほど、所得がない方で申告しなくていいような方でお話をさせていただきましたけれども、逆ですね、所得があって、先ほど言った申告しなくてはいけないという中において申告しない方に対しての対応。そして、この過料については、先ほど言いましたけれども、金銭罰的なところ。その辺、刑から見たら軽いつて言えば軽いのかもかもしれませんが、税としての納税義務という意味での金銭的な取り扱いとして考えております。そういう意味で、逆に調査、どこまでするかというところは確かにあるかと思えます。

ただ、毎年、先ほど申告件数ちょっとことし少ないですと、災害で申告できない方、いろいろな条件があって多少、件数で見ると大体300件ぐらい減っております。だから、そういう人たちも見ながら、単純にほんと、震災によってできなくなっているのか、本当になくなっているのか、いろいろなケースがあるかと思えます。そういう中で、調査どこまで入っていいかということとはありますけれども、そういう中で調査していくしかないのかなと考えております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 調査しなくてはならないのは、当然皆さんの仕事だから、調査をして対応するというふうになると思っているわけ。だけれども、例えば今300件というお話が出たけれども、その中には、財産もなにも失って、当然申告しなくてもいい人もいるかもしれないし、いや、そうじゃないと、あなたは申告できるじゃないかという人もいるかと思うの、中には、調べたらだよ。ただ、そのときに、いやうちは大分被害もあったし、しなくてもいいと思っていたんだと、だからうっかりしなかったんだと、こういうことだってあると思うんです。やはり故意にやる場合とそうでない場合とか、いろいろあると思うんですよ。だから、調査

に入って、所得を申告しなければならない人がいたときに、その人は直ちにその時点で不申告ということで過料を科されるということになるのかどうかということ、そのところの基準はどうなんだということなんですよ、いいですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁が行ったり来たりしていますから、指導も兼ねてきちんと。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） その基準はというお話ですね。今までだとはっきり、やって、わかれば、何か明確にできるものがあってすれば、それは不申告という扱いではなく、実際何もなくて、毎年減ってきて、たまたま何もなくてことはしないという、明確に大体判断できるようなときは、最初から一発で不申告でいい方は、多分ないと思います。実務上は、まず申告を促すというところからスタートしていく形になるかと思います。そういう流れで実際は動いていくというふうになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 申告を促すのも当然だと思いますが、要するに、例えば脱税ということがありますでしょう、脱税というのはどうやって整理するのかということだってあるわけだよ。不申告も脱税も一緒でしょう、言ってみれば。だけれども、いわゆる単純犯なのか、それとも故意犯なのかということに結局なるのかなという気がするんだけど、町における不申告といった場合に、いわゆる故意なのか、そうでないのかという判定があるのかどうか。もしそういうことがあるのであれば、故意であったということをどういうふうに判定していくのか。そこがないと、この条文は使えないのではないかと思うんですよ、実際上は。ただ振りかざして、あんたたちちゃんと出さなければ10万円の罰金科すんだよと、こういう話にしかなくなっていかないのではないかなと思うわけ。だから、そういう境目のところをどういうふうに考えているのかということなんですよ。

○議長（櫻井公一君） 要は、判断基準も含めて答弁願います。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 判断基準ということで、先ほど何回も聞かれているわけですがけれども、実際私実務をとる者としては、大変その判断は難しいというふうに見ています。

ただ、今までの過料を科したことがあるのかということ、前段でも、今までは例はないようがあります。ただ、その不申告という判断を下すときというのは、大変難しいのかなと。その基準はどこにあるかということで、その辺は明確に、だれが見てもという、その辺の判断、事務的な判断、町の判断になると思うんですけども、それを判断することは大変難しいと思いますけれども、その判断だと。じゃあ何をして判断するかということで……（「ちょっ

と待つて、議長」の声あり)

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） やはりそこがないと。だって、これは条例が決まったらこのとおり運用するんだよ。運用していくことになるわけさ、これで。だから、不申告ということをして、申告しなければならない人が申告しなかった時点で不申告という扱いにするのであれば、全部そうになってしまうだろうし、今までのように、基本的には不申告というのは存在しないんだという考え方に立ってやるのか、そういうことなのか。そこのところをきちんとしなかったら、申告しない人は本当にあれですよ、全部そういうことになっていくのではないですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで9番尾口慶悦議員の納税管理人についての答弁、それから、不申告についての取り扱いの判断基準等についての答弁が行ったり来たりしていますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。そして、答弁整理させます。議員の皆さんは議員控室の方でお待ち願います。

午前11時32分 休 憩

午前11時45分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

16番今野 章議員の答弁から入りたいと思います。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 文書の審査の段階で総務課の方からということで、26条の1項なんですけれども、これは納税管理人に関しての申告ですね、町税の25条で納税管理人を設けなければならない。それは、固定資産税も同じなんです。町内に住んでいない方とかの場合、納税管理人を選任して、それを町長に出さなければならない、そういう義務があると。それを出さない場合に、ここで過料という形に26条はなります。

じゃあ、先ほど今野議員が言ったのは、町税そのもの、所得があって申告しない場合ということになれば、その質問だと思うんですけども、それは町税の36条にあります。36条で納税義務者の申告というのがあります。その中で、36条の2で町税の申告ということで、じゃあその申告しない場合の過料は36条の4ということです。ただ、ここでは正当な理由がなくて提出しなかった場合ということで、正当な理由というのはじゃあ何ぞやということが今野議員の質問だと思うんですよ。それが内規があるのかと、その場その場限りでやっているのかということだと思うんですけども、実際、内規というか、文書でやった形はないということもありますので、ただ、今までの経験上があると。それではだめではないかということ

もあるので、確かに、ここの条例でなくて町税の申告ですね、所得があったのに申告しない場合、正当な理由とはどんなもんだやというのは、今までですと県に聞いたり、いろいろな問い合わせをしてやっているようですけれども、きちんと松島町ではこういう場合はこういう流れでやりますよというのを文書化して、要綱か基準を今後つくるべきということにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員よろしいですか。

では、関連がありますので、先ほどの9番尾口慶悦議員の納税管理人についての答弁を願います。（「ちょっと待ってその前に」の声あり）では戻しまして、16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それで、いわゆる今の一般の税ということも含めていろいろ、管理人の話もありましたけれども、退職金のやつもあるということで、そこまで見れば一般も入ると、こういう話もあるようなのでお聞きしますけれども、いわゆる申告漏れという状態もありますよね、申告漏れ。こういうのはどうなんでしょう、ケースとしては。これは不申告ではないと、あくまでも申告漏れという考え方で進むのか。例えば故意に申告漏れをしたののではないかというようなケースは、これは不申告ということになるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 法律というのは非常に難しいもので、じゃあこういう場合はどうなのということはありません。ただ、町民税で、所得があったのに申告しないというのは、まさにそれはご案内のとおり。ただ、正当な理由なくしてということが条文であると。だから、その解釈をどうするかということなので、申告を忘れていたどうのこうのというのは、例えばその基準日が1月1日から12月31日までの所得ということになれば、次の年だったよという勘違いとかそういうのは聞き取りして、正当な理由があるかないかというのは、そこで判断するのかなと思います。だから、うっかりというのは、当然理由の中では、どちらに当てはまるかという判断は、どちらかというか、おのずと正当な理由があるかというところに、その解釈になろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、要するに、こうやって3万円から10万円に過料を上げていくと、こういうことなんですけど、このことは、結局そういう……、管理人の関係は、先ほど尾口議員の質問の中でも、3件か4件あるのかなというお話でしたよね。数は少ないわけですが、そういうものを含めて一般の納税義務者に対しての調査というような部分が、こういう罰則、過料が上がることによってさらに強まっていくの

かなという気がするんですが、そういうふうに推移していかないのかどうか。私は、非常にそういう意味では、こういう条例をもって調査に入っていく、それが人権侵害につながるのではないかという気持ちがあるものですから、その辺について町当局はどういうふうに考えているのかというところの見解が聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それについては、今3万円から10万円ということで、そういうふうに見ていけば、例えば数字で入っていけば、確かに何か権限を持って入っていくような強い感じに受けとめられがちになるかもしれません。その辺は、町県民税ですと申告義務ですので、その辺は、配慮という言葉はおかしいですね、それなりの、税の担当としてきちんとした対応をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。それでは、先ほど9番尾口慶悦議員の答弁が残っておりますので、納税管理人についての答弁を求めます。熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 納税管理人ですけれども、先ほど4名とかという話ししましたがけれども、松島町で、今回11項目条例を上げていますけれども、実際その納税管理人を置いているところ、今届け出があるところにつきましては、固定資産税の分だけになっています。ですから、町県民税、軽自動車とか等々ありますけれども、それについてはないと、固定資産だけ。そして、今年度の固定資産の新たな分の管理人の申し出ですね、これは一応4名という形になっています。累計するともっとあるかなというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私4名って書かれていたから4名って言ったんだけど、固定資産税の納税義務者、センチュリーホテル、あそこにはいっぱい町外の共有者がいるんじゃないですか。だから、あの4名って書いたのも、私は実際に、決算審査の特別委員会で聞こうかと思ったのでありますが、まだまだいるんです。だから、あそこに4名と書いたのもおかしいかと、こう思っているわけですが、いずれにしても、そういうふうなものを置くと、置いて不申告ならば過料を取るよと、それは3万円から今度10万円になるよと。徴税費の節減になるためにこいつはやっているんです、過料。九州あたりに1万円ぐらい取りにいくわけないから納めない、そういう人たちだっていると思うんですよ。そういうふうな人たちに、町内に納税管理人を置かせて、当然買うときには何らかの関係があるから買うわけですから、取得するわけですから、納税管理人を置きなさいよと。それでも置かなかつたら、今度は過料を取るよと、こういうふうになるんだと思うんです。いいですか。だから、

その辺は執行者側が、私は、税金の申告をしない者には、極力本気になって調査をして取りなさいと、こういうふうな考えですから、今野議員とは必ずしも一緒でないのでありますが、人権侵害にならない程度に、ぎりぎりのところまで調査をなさないと、こういうふうに言っているわけですが、調査を実際に行っていないんです。

ただ、そういうふうなことを申し上げているので、4件だけでなく、あるということだけ理解をしていてください。そして、この条例は生きてきませんよ、そうでないと。

共有だといっぱいいるでしょう、あそこに何十件というわけですから。売ったわけで、買った人も私も知っているのですが、そういうふうなことがあるので、回答はできないでしょう、このことについては。だから、決算審査特別委員会の中で十分お聞きをしたいと、こう思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野 章議員。原案に反対者の発言を許します。

○16番（今野 章君） それでは、議案第77号、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図るということで、町税条例の一部改正を行うと、こういうことでありますが、ただいまの質疑でもお話ししましたけれども、納税者への過料、これを3万円から10万円に引き上げる、あるいは新設をすると、こういう罰則の強化が、この改正によって行われるというのが一つございます。これは、これによって、やはり町税徴収を一層強権的なものにして人権侵害につながっていくのではないかと、そういうような懸念をせざるを得ないということでもまず1点、反対の趣旨とさせていただきたいと思います。

それから、もう一つは、この改正案では、大企業であるとか大資産家、こういったところに対する証券優遇税制などが再延長されるということにもなっております。現在、世界的にも経済的な困難が広がっておりまして、アメリカを初めとする欧米の経済政策の中でも、大企業であるとか大資産家により負担をしてもらう、そういう経済政策をとろうと、こういう動きも出ているわけでありまして。まさに、そういう意味では、厳しい経済情勢だからこそ、大企業や大資産家に応分の負担をってもらう、そういうことでなければならないのではないかと、こういうふうに思っているわけでありまして。

毎回こうした議案が出たときに申し上げておりますけれども、税制の民主主義は累進制にあるんだと、こういうふうに言われております。累進制が今よりもしっかりと行われていた、

今から20年、30年前、これは今ほど経済状態が悪くなかったというふうに私は思います。そういう意味でも、累進税制というものをしっかりとやっていくということが求められているのではないかと思います。そういう点で、企業であるとか大資産家という方々が、その立場で、社会的にも道徳的にもその責任を果たすべきだと、こういうふうに考えるものであります。

そういうことを踏まえて、今回の税条例の改正というものも行われるべきではなかったかということを申し上げまして、町税条例の一部改正の議案に反対ということにしたいと思えます。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。おりませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 賛成の立場で討論に参加します。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律が公布されました。それに伴っての改正であり、妥当と認め、賛成いたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第77号松島町町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、昼食休憩に入りまして、再開を13時といたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第7 議案第78号 松島町都市計画税条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第78号松島町都市計画税条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第78号松島町都市計画税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第79号 松島町民体育館条例の廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第79号松島町民体育館条例の廃止についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 廃止はわかるのでありますが、第二町民体育館、町民体育館、これは今後完全に貸さなくなるのか。これでなくなるわけでありますから、どういうふうに、9月30日に施行、廃止と。そうすると、今後どうなるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） まず、町民体育館でございますが、今3月11日に被災しまして、応急危険度判定の結果、危険ということが判定されました。さらにまた、19年に行いました耐震診断でも、I s 値が0.028と一けた以下も違うということで、こちらについては取り壊しの方向で考えておりまして、一般会計予算で取り壊しの提案をさせていただいているというところでございます。

これまで町民体育館を利用されていた方は、新しくなります第一小学校の体育館を、学校施設の利用に関する規則でご利用いただくということでございます。それから、第二町民体育館でございますが、町民体育館として廃止し、学校施設台帳に入れて管理区分を明確化することで文部科学省の学校予算が使えるということでございまして、こちらの予算を使い、大規模改修をしたいと。こちらにつきましても、学校施設にした後、学校施設の利用に関する規則で貸し出しをしていくということで、これまでと貸し出す形態としては、ほぼ同じであろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 公立学校の管理に関する規則というのは、利用させることができると、こうなっているわけでありますが、利用させたときの利用料は、どういうふうになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 無料になります。学校施設の利用に関する規則で無料と書いてございますので、無料でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） そうすると、利用料は条例によらなければならなくなっているんだと思うのでありますが、それは学校施設として貸すときも、教育委員会で条例かなにかをつくるということですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 松島町立学校施設の利用に関する規則第10条で、町立学校の施設の利用に関してのことが記載されているわけございまして、この10条に施設使用料は無料とすることが書いてございますので、町民体育館がなくなり、学校施設としてご利用いただくということでございますので、無料として使っていただくということになります。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 学校施設になっても、有料で取ることは不可能なんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 条例化すれば可能だと思うんですが、自治法の14条の第2項にありましたよね、条例化し有料とすることは可能ですが、私どもとしては、これまでも町立学校の施設の利用に関するものは利用料金をいただいておりますので、今後もこれを踏襲していきたいと考えています。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 第二町民体育館、これは中学校にするんだ、学校施設になるんだと、こういうふうなことでありますが、B & G も使っているわけでしょう。B & G 財団は金を取っているわけでしょう、不均衡になりませんか。これは町長だと思うんだけど、片方が金取るよと、片一方はどんどん使っても、電気料もなにもかかっても要らないよと。夜だれか管理人を置くのかもしれませんが、管理人を置いたって、ただだよと、片一方は何でもかんでももらふよと、こういうふうになって不均衡になりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、町長。

○町長（大橋健男君） 施設は、その施設の成り立ちとというものがありますし、また、その使われ方の中で、町民の方々に現状で理解いただいて使用しているという点から考えますれば、例えばB & Gの方では取って、学校の方では取らないということも、これは十分あり得るというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 目的外使用になるにしろ、町民とすれば、自分の近くにあるからそれを利用するんだよと、こういうようなことでしょう。それは、東部のセンターとか、手樽もそうだと思うのでありますが、皆おのおのあるわけでしょう。松島町内の施設で同じような利用の仕方をして、片一方は取らない、片一方は取る、こういうふうなことで問題がないですか。行政側としたらば、町民にはひとしく利益を与えると、こういうふうな立場にならなければならないのではないかと。単に、第二町民体育館だって、今度出る一小の体育館だって、名称をかえただけでしょう。今までも町民体育館だったよとか、小学校が主に使って、使わないとき夜使わせると、こういうようなことだったわけですから、そういうことからいったら不公平になりませんか。金あるからいいんだと、松島町は、こういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 先ほど答弁しましたとおりでございます。施設によって若干の利用料の違いが、若干といたしますか、有料・無料というふうな形は出ますけれども、それはそれでこれまでご理解していただいて使っていただくと、その形は基本的には変わらないわけですから、それを变えることで、かえってまた新たな不公平が発生するということも考えられますので、基本的にはこれまでのとおりということで扱って問題ないと思います。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 第二町民体育館は、利用料取っていたわけでしょう、町長。第二町民体育館は取っていたんですよ、だから今度廃止するんですよ。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまで取っていたものを、今回学校施設という形になりますので、無料にするということは、町民の方にとってはいいことだと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 今の件に関係するんですが、町民だけが使っている施設でないんですね、

松島は。あらゆる社会教育施設というのは、昨年まではどんどん有料化を進めてきて、町民も使いづらい施設になりつつあったのを無料にするというのは、いいことかもしれませんけれども、町外の団体等がどんどん入ってくるのが松島の慣例です。そういったものに対する料金設定は、どのようになっていくのか。

あと、学校施設となれば、利用するときの申請、そういったもの。学校が休みのときは、だれが受け付けして、どこに申し込んで、どういう形でやるのか、そういう趣旨徹底がどういった形でやられていくのか。これまで、体育館初めいろいろな施設は、松島町はかなり利用率が高いわけですよ。そういう中で、町民はただだけれども、町外の人たち含めて、町でいろいろな大会、これからもどんどん入ってくると思いますけれども、そういったものに対する対応はどうされるのか、その辺もはっきりと。これから考えるんだということではなく、秋のスポーツシーズンになっているわけですから、その辺も含めた回答を願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、先に町外の団体等の利用料金等についてはどうなのかと、ここから答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 学校施設の利用に関する規則には、町内、町外の規定はございませんで、施設使用料は無料とする、第10条にこれだけしかございません。

それから、利用の手続でございます。今申し上げました規則の第5条に、3日前までに学校施設利用許可申請書を校長を経由して教育委員会に提出しなければならないとあります。こちらによって、これまでも利用していただいておりますので、これを踏襲していきます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 3日前までですね。これまでと同じとなるのかな。

○議長（櫻井公一君） 教育課長。

○教育課長（亀井 純君） そうです。そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） それから、町外の方々も無料ということで進められて、今後、教育委員会としてなり、町の財務の関係で問題にはならないんですか。ですから、先ほども尾口議員が言われたように、他の施設とのバランス、他の施設を民間委託して今運営されている施設がふえてきています。そういったことも含めれば、余りにも町の施設としての差が出てくるのではないかなと思いますし、違和感が出てこないのかなと、その辺についての考え方はいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 違和感といいますと非常に難しいところがございますが、学校施設を、逆に言えば有償でご利用いただくということの方が、私どもとしては違和感があるということで、この規則があり、この規則にのっとって貸し出しをするんだということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） その辺について、体育協会初め町のスポーツ団体等々に早急な趣旨徹底を図っていただいて、ぜひ利用する側のいろいろな意見も踏まえて対応してほしいなと思います。これは要望にしておきます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですね。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第79号松島町民体育館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第80号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第80号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第80号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第81号 災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第81号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） これは、県の方に審査について委託をしてあると、こういうことなんですけれども、すべての件について県の方に審査を依頼して、支給するしないの判断をしてもらうのか、それとも判断が難しいというようなケースに限ってやるのか、その辺どうなのかというところを一つお聞きをしておきたいというのと、それから3条、4条、5条を読んでもみると、全くそういう意味では、丸投げするような感じにも受け取れるんですけれども、町でこれは自主的に判断できるものではないのかなという気もするんです。そんなに難しいのかなという気がするのですが、その辺含めて、いかがなものかなと思ったものですから、その辺についてご回答いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回の災害弔慰金の支給に関する審査会等に委託するについては、資料にもありますとおり、関連死ということで、本来であれば地震によりまして建物の下敷き、それから今回不幸にして津波による溺死、診断書によりまして震災による関係の死亡というのは、それで明らかにわかるわけでございます。それらについては、あえて審査会の必要はない条項でございまして、町におきまして、この災害弔慰金支給に当たっては、判断が困難な場合は有識者の意見を聞きながら決定しなさいということになっております。今回、この審査会におきまして、それらの判断の難しいケースを県の方に委託というような形で考えております。

それから、町でもこれらについて判断できないのかと。同じような形になりますけれども、弔慰金の支給に当たっては、例えば弁護士さん、それからお医者さん、そういう有識者の意見を聞きながら決定をしなさいということになっておりますので、今回、国の方において、東日本大震災の状況を踏まえまして、町で独自で審査会を設けなくても、県の方でそのような形で設置したやつに委託することも可能ということで、今回松島町含めまして11の自治体で、このような形で手続をとっているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 具体的に言えば、今現在で少なくとも16の方が亡くなっていますよと。

そうすると、この中に難しいのがあるのかというふうに思うんです。ないのであれば、最初から審査会に入らなくてもいいのかなというような気がしますし、その辺どうなのか。

それから、いわゆる事務費の負担というのも出てくるようなんですが、この負担関係はどういうふうになるのか、そこも含めて教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 16名の方に関しては、先ほど話ししましたように大体津波により溺死ということで、弔慰金の支給については済ませております。それ以外、どうしてこういう審査会を設けるのかということで、現在、そういう死亡以外に6件ほどの判断がつかない相談がある状況でございます。それらの方につきましては、今回、きょう出しました審査会について、このような形でこれから進んでいきまして、できれば6件の遺族の方に何がしの、町だけで判断できないものがありますから、いい形で決定したいということで、そういう県の方の審査会に6件を委託する予定にしております。

それからあと、費用につきましてなんですけれども、県の方で審査会の委員を5人想定しております。そのうち、県の職員が1名当たるということで、報酬につきましては1回当たり1万2,000円ということで県の方では考えております。それから、その委員さんについての旅費等4,000円……、ということで、町ではこれからそれら6名の方を想定した場合、全体22万6,000円ほどの費用が発生するのかと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 課長の説明がすばっといっていないので、もう一回私の方から確認のためにお答えしたいと思います。この前の津波で直接お亡くなりになられた方々が対象ではございません。その後、津波に関連して亡くなったのではないかというふうに思われる方が何人か出てきておりまして、それは直接地震とか津波とかでは関係ないんですけれども、その影響ではないかというふうにお考えの方で、こちらに申し出ておられる方がありますので、その方々を審査するという目的でこの手続といいますか、行うということでご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると、私の家でもおばあさんが亡くなったんですけれども、食べ物がなくなって食べさせられなかったと、こういうのもあったんですよ、普通の食事ができなかったものですからね。そういうのが関連してなるという意味なんですか。そういう意味

合いで、ここにその他6人というのがあるんですが、そういったようなものも含めて考えているという趣旨なんですか。そういう申し出があると。そうすると、今後もそういう関係でいけばふえる可能性もあると、こういうふうを考えていいかどうか教えてください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今現在、私どもで相談を受けている6名でございますけれども、今お話ししたとおり、それらについて別なケースもということであれば、ふえる可能性はあると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 関連資料はこういうふうになっておりまして、震災後の避難所生活など震災による環境の変化、こういうもので死亡した場合を言うと、こういうふうに書いてあります。今回の審査会には、こういうのが該当するかどうかはわかりませんが、町内には、仮設にはないんですけれども、アパートに入っている人たちもその対象になるかなと思いますけれども、その辺は当然入るわけでしょうね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 関連死につきましては、仮設住宅、アパート云々ということの関係なく、もし震災後に在宅においても、そのような形で、何か関連あるかわからないんですけれども、亡くなった場合、それから医療機関においても亡くなった場合ということですから、別に仮設住宅とかそういう場所は限定されていないところでございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） その中で、この間もどこかで孤独死というのがあったんです。避難していて、避難所の中で。そういうことは、直接的に関連死、位置づけるかどうかというのは非常にその辺は難しいのかなと。この辺は専門家の先生が認定するということになるかなと思いますけれども、今回、他町から、または松島町内で、この震災においてアパートとかなんかでひとり暮らし、そういう人は何人ぐらいいらっしゃるんですか。これはちょっと関係ないかもしれないんですけれども。

○議長（櫻井公一君） もし把握していればですね。（「把握していれば」の声あり）安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 仮設住宅の関係で今52件ほど町の方で対応していると思いますけれども、高齢者の方ひとり暮らしというのは、60代の方はお一人は把握しておりますけれども、その52世帯すべてが、ひとり暮らしでなく、高齢者の2人世帯はありますけれども、

あとはファミリー的な感じとひとり暮らし世帯の高齢者までいかない世帯かと思いますけれども、ただ、今現在ちょっと手元に資料がないものですから、ご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これは、松島町町民のひとり暮らしの問題も関連すると思うんですけれども、仮に東松島から松島に移ったと、そうすると大体行政的には東松島の町の人たちが対応するのかなと、こう思いますけれども、やはりその辺も松島町の方で、どこに何人入っているかというのは大体調査すればわかることですので、その辺も含めて調査を今後進めていってほしいなと、このように思います。連携をとりながら。そういうことで、関連死、これは未然に防ぐというようなことも含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、これは協議をするということですが、住民に対しては全く告知をしないんですか。掲示板に告知をただけで終わりですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 条例になれば掲示板に告示しますけれども、ですから今言ったように、どのような形で、多分、私どもでは6名の方は相談あったケースということなんですけれども、今おっしゃるとおり、その点もあるのではないかなということなものですから、周知の仕方についてはちょっといろいろ今考えているところでございますので、もちろん告示ではしますけれども、それ以外の感じで、そういう関係で知らなかったというのがない感じで何かお知らせしたいとは考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 特に、民生児童委員さん、地域におられますので、こういうふうな方を活用してするとか、今、今野議員言ったように、おらえの母さんもそういうふうなことなんだけれども、したらいいがな、さねばいいがなというふうな迷っている人たちもあると思うんですよ。関連死なんだけれども、関連死に申請したらいいかな、どうしたらいいかなと。やはりそういう人たちにも愛の手を差し伸べてやると、こういうふうなことは必要だと思いますので、そういう配慮だけはひとつよろしくお願いをしたい。

○議長（櫻井公一君） では要望ということで。その他質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第81号災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第82号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第82号平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）ついてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっとお聞きしたいのでありますが、町長が、石油基地の関係ですね、これで、私の方に入ってくる金を、緊急避難的に交付をするというふうなお話をいただいて……（「すみません、スイッチ入っていますか」の声あり）これは、宮城県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱というのがありまして、これでいきますと松島町は石油貯蔵施設の隣接町村である。そして、補助申請をして、交付金申請をして交付をしてもらう、こういう段取りになっていると思うわけでありますが、そういうふうな手続をされて、こういう措置をされるのかお聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 宮城県の石油貯蔵交付金要綱の趣旨が第1条で、あと交付申請が第3ですか、5月と10月に申請するよということで、うちの方では、当初は2月に県の事前ヒアリングがありまして、石油立地、こういふことで交付申請ということで進めていました、2月に。それで、3月の大震災後に県の方針が変わりまして、県の交付金の配分方式が変わりまして、交付申請は町に当初は来るものだと思って当初予算に計上しておりましたけれども、県の方針で考えが変わったと、変えたということで、申請はしておりません。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、町長の提案理由は、これでいいんですか。「特別措置として、2市3町の配分額を全額塩釜地区消防事務組合に交付し」云々と、こうあるわけですが、おらほで取れないんですか。交付金要綱が変わって、変わったのはいつなんですか。私ら、インターネットでとったのだと、交付金要綱というのは変わっていないのしか出てこ

ないわけですよ。それで、隣接町村だから交付申請をすると。交付申請をしないのならば交付ではないんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 補正の提案理由、これは9款のところですよ、ということなんですけれども、実際交付金要綱とかは変わっておりません。お金の流れとしては、石油貯蔵立地交付金というのは、国から通商産業大臣、昔のですね、その交付金規則によって、国から、まず交付対象は都道府県に対してという、第4条の中で交付対象になっています。それで、その中で都道府県が、あと関係する団体に交付ということで、今までは宮城県の交付規則に基づいて、県は松島であれば松島に来たということです。今回は、国からの交付金を県に、そこまでは同じです。そこから各関係する町とか塩竈とかに交付しないで、県が、これは23年4月20日に宮城県で23年度石油貯蔵施設立地対策等交付金配分方式というところで配分の決定がなされております。配分方針としては、今回は3月11日の被災が甚大だったということで、常備消防への交付を重点的に今回だけ特例としてと、来年からは今までどおり戻しますけれども、今年度だけ特例措置としてということで、塩釜地区消防事務組合の方に交付金を配分するということになっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 石油貯蔵施設立地対策等交付金というので、国では石油貯蔵施設立地対策交付金規則に基づき、石油備蓄基地、精油所、輸送所などの石油貯蔵施設が立地している県、市町村、周辺市町村に対して交付金を交付するんだと、こう言っているんですよ、国の交付金規則は。だから、町村は1回交付受けなくていいのですか。だから、今言った4月何日に出たというのは、私が見せられないんですよ。そして、何もなければそのまま、議会で、ああ何もわからなくてこれは決めたんだと、こういうふうになるんだと思うんです。これも、そういうのがあれば交付ではないでしょう、さらに。私の方で受け取れないんだから。受け取れないんでしょう、この金は。そういうふうな今おっしゃったような話であれば、受け取れないんでしょう、最初から。そうではないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 規則そのものは変わっておりません。まず、昔の通商産業省、昭和53年9月に石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則の第4条、これが交付の対象ということで、第4条のところに、ずっと長く書いてありますけれども、予算の範囲内において都道府県に対し交付金として交付すると。それで、その前段に、第3条のところに項目があります

けれども、ここで、この規則において間接交付というこうとで、県もですけれども、県は何割とかと決まっていますけれども、あと自治体に交付するということです。ですから、この交付金規則は変えないでということで、県の経済商工観光部の産業立地推進課の方で文書が松島に、事前協議はありましたけれども、交付金の配分方針、今回だけは特例ということで常備消防の方にしますよと。配分方針は毎年つくっていますけれども、県の方で。それで、これはこれでいいのかどうなのかということで、この方針ですね、いいかどうかということで、県の方で東北経済産業局に4月13日に、このような形で配分、通常であれば今までは町村とかにやったと、今回はこの方針でしたいんですけれどもどうですかということで確認をして、このような形になっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、私は、法律もなにも、国の基準も持っているんですよ、県の基準も持っているんですよ。みんな議員さんたち持っていないんですよ。そして、町長がこうやって、「2市3町の配分額を全額塩釜地区消防事務組合に交付し」となっている。おらほで受け取れない、最初から。そういうふうなものであれば。交付でないんですよ。いいですか、交付でなく、県が町村に交付しないんですよ。だから、そういう資料があるのであれば、そういう資料を議員に出しなさいよ。そういう資料があるなら議員にみんな出しなさいよ。出さないで、そして議決をしてほしいといっても、おかしいんじゃないですか。総務課長が言った1978年、昭和53年の通産省の告示も持っているんですよ、私は。そこでは、隣接町村まで交付するんだよと、こういうふうに言っているんですよ。だから、交付しなければならないんです。この国の基準からいけばですよ。

ただ、私は、必ずしも塩釜地区消防事務組合にやるのが悪いと言っているのではないけれども、そういうふうな手続に不備があるのではないかと言っているんです。だから、そういうのであれば、1回交付申請したんだけど、取り下げをしたとか、そして、県のこういうふうな要綱があるからそういうもので処理したんだというのであれば、そういう資料もつけないといけないのではないかと。だから、私は、こういうふうな要綱なり基準があって、そのとおりにしないのに交付しているとは何事なんだと。町長が提案しているんですよ。だから、その辺を出しなさいよ、議会に。

○議長（櫻井公一君） 資料も含めて答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） ここの資料の議案第82号の7分の3の12ページ、ここに「交付し」と。これは、ここに「交付し」というのが、「県が」と抜けていたのかなと思います。実際は、

県が町に交付、今までは、通年であれば交付していたと、松島、塩竈。いうのを、今回県は、国から交付金を受けたものを、県が松島に交付しないで一部事務組合ということなので、うちの方では2月には事前ヒアリング、それはしていました。ただ、松島町として、県にこれの石油立地の交付申請はしておりませんし、していないので、取り下げもしていないということです。

ただ、この交付規則ですね、国の交付規則、あと県の交付規則等も踏まえて、これは別に出し惜しみしていたわけではありません。必要ということになれば、ここのところ9条とかになっていますので、ちょっと枚数とか多いんですけれども、交付規則、あと県の交付要綱、これは資料として出したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 県の交付要綱も、隣接市町村に交付するとなっているんですよ。だから、それを交付しないんだから、交付しない理由をはっきりしなかったらば、我々は交付されるものをやったんだと思うのは当たり前じゃないですか。この交付規則、要綱を見たら、隣接市町村にも交付するんだよと、こういうふうに言っているわけですから、その規則は変えないですよと言っているのであれば、変えないなりにそういうふうな手続をしなければならないのではないかと。「県は」っていったって、今ごろね。県は交付しなければならなくなっているのをしないんだから、そういうふうな理由もつけるべきだと思うんですよ。何もつけないで、ここのところに「県は」と書けばいいんだと、これではないんですよ。いいですか、何回も言うけれども、この要綱そのものは、町村に交付するとなっているんだから、消防事務組合に交付するとなっているんじゃないんです。消防事務組合も一つの自治体だから、そのところに交付されるのもいいんですよ。私は、交付するのがいやだと言っているわけではなく、事務手続が全くだめなのではないかと言っているんですよ。だから、それに合うような要綱なりなんなりが県から来ているのだとすれば、知事がそういうようなものを出しているのだとすれば、そういうものを議員にも配付しなければならないのではないかと。私は、あなたたちのところを信用しないわけではないんですが、活字を見ないと信用できないんです、今。

○議長（櫻井公一君） 説明内容で答弁求めます。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 尾口議員は、行政にいらっしゃったので、皆さん、言葉を信用していると思いますけれども、改めて国の出している交付規則、あと県の交付規則、あとこれは内部の中の文書で、県とも確認しなければならないんですけれども、これは出していいと思

うんですけども、県で決まった配分方針ですね、今までは町にやっていますよと、それを今回だけ常備の、2市3町であれば塩釜地区に交付金を出しますよという、この文書を一応県に確認してから、出していいですよということ、多分出していいと思いますけれども、県から来るものですから一応の確認の意味をとらせていただいて、これをそのままコピーということで資料として提出したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 予算を提出していながら、県から執行部に來た文書を議会に出せないなんていう文書ありますか。いいですか、町長、執行部もなにも皆情報開示をして、そして議決をしてもらおうというのが原則なんです。町に來たのを、おら知らないふりして隠しているんだと、県に聞かないうちはわからないから、出していいかなんだか、そんな不調法なことはないと思いますよ、確認するならしてくださいよ。

○議長（櫻井公一君） それでは、ここで確認事項もございますので、ちょっと早いんですが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を2時といたします。

午後1時45分 休 憩

午後2時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、高平総務課長の方から資料説明をお願いいたします。

○総務課長（高平功悦君） 今配付しましたのが、先ほど口頭で説明した内容そのものでございます。

県の方から通知文ということでありまして、今回平成20年度の配分方針ということで、策定趣旨は、今回2月には、上には2月には事前ヒアリングしたけれども、地震で今回だけ常備消防、それを重点投資を行いたいということです。その中で配分方針、下の方になっていますけれども、上の方は、今年度だけの特例措置と、一番のところですね。今年度だけ。それで、4番のところに、塩釜地区消防事務組合は構成市町、そこに配分していましたけれども、その配分の交付金を限度として配分を受け取ることができると。じゃあこの内容でどうですかと。要するに、もともと国の特別会計で来る交付金ですけども、そこの所管である東北産業経済局の方に4月13日、この方針で進めたいんですけどもということで確認済をもらって、このような形になりました。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） こういうのは先に出して、そして誤解のないようにして議決をしていた
だくと、こういうのが執行者の仕事ではないのかなと、こういうふうに思っています。

それから、これと関連があるのかどうかわかりませんが、12ページ、消防防火水槽、650万
円の減です。これは、これが来なくなったから減額するのか。そうだとすれば、当初から不
必要なのを設置をしようとしていたのか、その辺ちょっとお伺いしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 消火栓の新設工事とかということで、この交付金をもとに年次計画
を立てて、この箇所をやしましょうということで当初に計上しました。

ただ、交付金来ないという、いろいろ協議はしましたけれども、その中で交付金対象とし
て申請していますので、これは次年度以降ということで今回は見送りにさせていただきました。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これは、消防施設はまだまだ必要なわけでしょう、必ずしも防火水槽だ
けにこの金を使わなければならないということでないと思うんですよ。そうしたときに、町
長は、22年度の予算で、余ったから財調に積んで、おらいっぺんに積んだよ、おれ大したも
んだべと、こういうふうななにをしているわけではありますが、こんなもの23年度でもなんでも、
来るというふうなことでしたのだとしても、来ないと決まったら、予算は出してもしな
ければならないのではないかと。火事は待っていないんですよ、待っていないから、必要
だから、消防施設を年次計画でやろうとしているわけでしょう。そいつ来なくなったから、
来年なつかかもしれないというようなことなんですか。そうでなければ、こんな650万円や幾ら、
何ぼでも予算つくんじゃないですか。そういうふうに考えませんでしたか、この減額する
ときに。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに防火水槽、あと消防施設関係は、計画の中で進めていると。

ただ、必要だというのは、来年、再来年やるのも必要だと思います。それで、今回の、合
わせて600万円以上になりますけれども、それも財源がなくなったけれども、やったらとい
うことも考えましたけれども、やはり次年度にはできるということがありましたので、一番私
たち考えるのは、必要性があるのは必ずやらなければならないと、これも必要性があると、
それはわかります。ということで、話し合いにはなりましたが、やはり財源があるもの

で次年度に回しましょうということで今回なりました。なかなか、財源があるのに一般財源ですというのは、私たちの中では、流れの中で、ある程度必要なものは、財源はあるものはその中で財源手当、国費とか交付金とか起債とか、そういうもので執行した方がいい、予算計上して執行した方がいいという考えの中で、てんびんにかけるわけではないんですけれども、これは次年度に進めたいということで今回減額させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 減額したんだから仕方ないのですが、計画したら、650万円や700万円の金は、災害に備えるためでしょう、一たん火急のときに防火水槽ないから燃えてしまったと、こういうようなことでも困るわけでしょう。だから、全体の計画を立てて、そして全部一概にやれないから年次計画を立てていると、こういうようなことをすれば、そういう対応をしなければならなかったのではないかと、こういうふうに思うわけです。

それから、10ページの労働費であります、当初1,193万1,000円計上しまして補正になるわけですが、この重点分野のなには、当初予算で私ら説明受けたのは、新規で5人、雇用年限は1年以内、卒後3年以内、40歳未満、未就職者と、こういうふうなことでありますが、これは重点分野で来たからやるということですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） これにつきましては、おもてなし向上ということで、ホテル、観光施設等におきまして、職業に就かない者、未就職者を雇うという事業に対する町の委託事業でございまして、今回510万円計上している分につきましては、ホテル2カ所におきまして3人の雇用を行うという委託契約の内容となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） それから、11ページの、これは何ですか、商工振興費の100万円。それから、土木総務費176万3,000円。これは、重点分野って、今までのない仕事をさせるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 商工振興費の100万円につきましては、松島町の商工会に委託しまして、松島町の商工会が今震災対応で中小企業などの相談業務、あと52万円の修繕等の業務等の窓口を実際に行っておりますので、その事務補助と書類整理等のために1名雇用する経費として委託するものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 土木総務費になりますけれども、この中身につきましては、議案の中でもご説明しておりますけれども、地震によって被災した道路等の補修業務、それから一部損壊等の支援制度、これらの受付事務の補助員として雇用するということで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9 番尾口慶悦議員。

○9 番（尾口慶悦君） 土木総務費もいいのでありますが、土木の施設管理係、これらは、町長、トラックに碎石積んで役場の職員が碎石おろししているんですよ。役場の職員は、1 人当たりにしたらば2 万円か3 万円になっているでしょう。その人が碎石おろししているんだ、碎石積んで。そんなことをさせていて、そして国から来るんだから重点分野で人を雇うんだよと、こういうようなことをやっているんですが、本当に親切な行政をやるのであれば、そういうふうな人たちにさせて、そして碎石おろしはどこか別な人たちを使って、専門的な土工を使ってやらせたら、はるかに私は効率的なやり方になるのではないか。役場の職員、2 万円も3 万円も4 万円もしている職員ですよ。その人たちが、トラックに碎石積んで碎石おろししているんだ。本当に1 万円の労働者よりも、はるかに仕事できないと思うんです。これが、本当に行財政の改革を一生懸命やっている町長の仕事かと私思っ、びっくりしたんですよ。これはどうですか。そういうふうなのをやらせて、今後もやっていくんだとすれば、そんなものはおかしいのではないかと思うわけではありますが、そういうふうな役場の職員にその補助事務でもなんでもさせたら、どんなに住民として楽なのではないかなと、こう思うわけではありますが、いかがなものでですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） これまで臨時職員を緊急雇用で雇いまして、その方を中心に、一応職員を張りつけなければならないということもありますので、今回、今年度の場合は非常時ということもありまして、即対応しなければならないといったこともありますし、それから業者は業者で即対応できないということもありますので、そういった形で安全を確保していかなければならないという部分がございますので、そういう対応をしているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。12 番太齋雅一議員。

○12 番（太齋雅一君） ただいまの消防関係であります。消防力の強化という面、それから緊急的な問題も含めて、私は石油立地対策交付金を当分の間、塩釜地区消防事務組合の方に、各管理者会議の中でも、ぜひ使っていただくような方策をとれないものか。あと、管理者会議

の中で松島分署の問題が取り上げられて、どのように対応しようとしているのか。この間の3・11でほとんど消防署の機能を果たさなかった、この問題を管理者会議の中でどのような考えが示されているのか、今後、松島分署はどうしようかとされているのか。これは、松島の住民初め松島町としても、我々議会としても、ああいうことは二度とあってはいけないと私は思いますし、ああいう地盤の悪い場所、ましてや災害をすぐこうむるような場所にある消防署は、あれでいいものかどうか、その辺について管理者会議の中でどのような議論がされているのか、それをまず最初お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。（「管理者会議だから、2市3町の首長さん方の考え」の声あり）町長、答弁。

○町長（大橋健男君） まず第1点目の石油立地交付金を今後も塩釜消防事務組合に集中的にというお話は、今承ったわけでございますので、今後そういった物件がどのくらいあるのか等も含めて、管理者会議の中でお話をしていきたいと思えます。

2点目の松島消防署のありようについては、震災以来、お互いで管理者会議で話し合う機会がなかなかございませんでしたが、この前の議会、消防議会の前はありましたけれども、そのときには、その話題は出ておりませんでした。

なお、事務方の方で、もしかそういったことが出ていけば、ちょっと事務方の方からも説明させます。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今、太齋議員の方から管理者としてということなんですけれども、事務方の一部として、常備消防、今回石油立地は国でも特別に、宮城県の配分方式で特別に常備の消防組合にいいですよということがありましたので、石油立地を今後、来年以降というのは、多分非常に難しいと思えます。

ただ、太齋議員が言われるように松島分署を含めて消防署、常備消防の充実を図るためには、構成市町で負担金を出してもいいかなという流れになろうかと思われます。ですから、石油立地交付金は、直接ではなくて間接ということになろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） この間の消防議会では、きょう出ました消防車両等々の買いかえというか、車両を初め、塩釜消防事務組合関係の救急車両なり指令車なり、車が相当やられました。そのための今回の特例措置だと思っています。

しかし、そういう会議の中で、車だけの問題を議論するのではなく、分署の機能を果たさな

かった塩釜消防事務組合なんですよ、その辺を管理者会議で一言も出なかったこと自体問題ではないですか。修理、修繕するばかりで、あそこの分署を維持できるんですか。今回みたいな地震、津波が再来した場合は、また機能を果たせなくなる。その辺については、消防署の職員の方々も大変危惧されています。このままでいいのかと。ぜひ松島分署については、松島町内のどこか高台の方に、災害のこうむらない場所に移転をしていただいて、消防署職員としてきちんとした職責を全うさせてくださいというのが、今の消防職員の声なき声だと思います。そういう、やはり職員もかなり、自分たち歯がゆかったのではないかなと思いますよ、全然自分たちの消防力を発揮できなくて。そういったことを、管理者会議の中でもっと議論していただくようにぜひおねがいしたいんですが。

今、この石油立地交付金については、毎年町におりてくるわけですから、それを応分の措置として、多分2市3町の負担金が、そういったことも含めて考えれば大きくなるとは思いますが、早急な対応、考える気持ちがあるかどうかだけ伺っておきます。

消防事務組合の議会でも、私は提案するつもりではおりますけれども、やはり消防力、これを復興させないと町民の安心・安全が確保できないわけですよ。その辺の大きな穴があるわけですから、町としても、しっかりとした考えを管理者会議等で強く言ってほしいなと思うんですが、その辺の考えがあるかどうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 太齋議員ご指摘のとおりかと思しますので、管理者会議の中で松島消防署の安全性、また塩釜地区消防事務組合の今回での被災を受けての復興といいますか、そういったものについて議論はしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 伺います。まず、9ページ、ねんりんピックについてです。

前回はこの資料をいただきまして、毎年やっているようで、石巻がサッカーを辞退して、今度は松島だというようなことでありまして、来年10月に松島を会場としてやるというようなことであります。それで、要綱とか基本構想とかなんかを見ますと、すごいんですね。これは、観客含めて参加予定人員は50万人と、とんでもない数字が予想されているわけですね、50万人です。全体ですか。参加、観客含めて50万人。そういうことで、これはすごい一大イベントだなど、こう思っているんです。それで、松島は、今度はサッカーと。利府と松島はサッカーと。それから、近隣、これもあわせて、仙台とか、主要種目、いろいろな種目がこの辺に集まるわけでありまして。これは、今、町長が言う観光についてアプローチするのには絶

好のチャンスかなと、こう思っております。そういうことで、開会式が仙台市の陸上競技場というようなことがあるわけです。そういうことからして、あそこには2万人入れるかどうか分かりませんが、考えの中で、一つ、やはりあの辺に松島町単独のブースでもいいですから、でなかったら2市3町のブースでもいいですから、あそこを何とか確保しながら、松島、この辺を売り出すよというようなことですね。そういうこともアプローチしていきながら、松島にどうぞ来てくださいというようにしたことの方がいいのではないかなと。

それから、こういう大きな大会になりますと、宿泊とかなんとかというのは、ほとんど、仮に大手エージェントが全部押さえるわけですよ、仕切るわけですよ。そういう中で、やはり極力松島、松島に一人でも多くの人が泊まれるように。ただ、こういうふうになりますと宿泊が非常に安いんですよ、これも一つネックになる。10月ということになりますと、来年ですから、今と違って観光客が大分戻ってくると思うんです。この辺の兼ね合いが非常に難しいわけですので、その辺の取り組みですね、今のうちから、やはりこれだけの大会というのは、そうはないわけですよ。ということで、どのように今お考えになっているのか、まずそこを伺います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ねんりんピック、高齢者のスポーツ大会等でございますけれども、今お話しありましたとおり、平成24年度宮城県開催ということでございます。本町におきましては、サッカー種目ということで、それを受けまして、今回補正予算にも上げておりますけれども、実行委員会を立ち上げるためのいろいろな経費を計上しているところでございます。

この大会は、スポーツだけの運営ではなくて、いろいろな健康面のチェック、それから先ほども話したとおり、おもてなしの部分もありますので、これからその実行委員会を立ち上げる中に、それら松島の観光の誘致についても、この中でいろいろそれなりのメンバーの方に入っていて、今、色川議員がお話ししたとおり来年度の総合の会場ですね、松島のブースなり、そういうPRはしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 色川議員の宿泊の関係でございますが、大手エージェントということで、JTBが窓口になって進めておりますが、今現在、開会式のサッカー競技につきましては、松島大観荘を予定されております。あと、料金につきましても、ほぼ通常どおり

の料金設定になるのではないかとということで進められております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そこまで大体、1年前からやらないと、こういうものは押さえられないというようなことになりますので、大観荘ばかりでなくて、ほかのホテルにも泊まれるように。

それから、予算が69万円、70万円、これを熊本に行って今回視察してくると、どういう大会運営しているのか。これは、何人行って、どのぐらいの、何泊ぐらいでなるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 4名の方、職員ということで考えておりまして、4泊の予定でございます。すべて大会の初日から終わりまで視察ということで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 終わりまで全部いると、4名ね。これは、町民福祉課の方ばかり行くんですか、どこどこ行くわけですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 松島の場合、今回途中から手を挙げたということで、当初予定していた自治体、利府町さんなんかは昨年度の石川大会も視察しておりますので、今回、松島の場合は1年からちょっとおくれたところがありますので、職員を4名ということで、町民福祉課の職員ということで考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 町民福祉課ばかり、それもいいかもしれないんですけども、それはやはり、ほかの……（「第二委員会の」の声あり）第二委員会のメンバーを連れていけということなんですか、やはりほかの課も関連があると思うんですよ。そういうことで、網羅しながら人選して行って、この大会成功に結びつけるために、一課だけに行くのではなくて、そういうことを検討していただきたいなと、こう思います。これは要望であります。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際は、ここの予算の中では、今、町民福祉課長が言ったように役場職員がと。これは、福祉関係のイベントとかブースが必要なので、それで町民福祉課の健康長寿班の方がメインとなっていくと。実際は、競技そのものは、県のサッカー協会経由で、町のサッカー協会、体協とかありますけれども、その方々は別枠で、あちらの方からお金が

出て、その方々も一緒にということです。ここの予算上は、町の職員が4人ということで、体協の会長とか理事長が行くかどうかはわかりませんが、サッカー関係の方々も別枠で、お金は別枠で、そちらの方で視察に行くという流れになっております。

○議長（櫻井公一君） 10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、ぜひ大会成功裏におさめていただきたい。そして、こんな絶好のチャンスですから、その人たちに、やはり割引券とかなんか参加者に促して、松島に来てけさいんと、こういう意気込みで町長、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それと、重点分野のことをちょっと伺いたいと思います。

今回、予算が205万8,000円というようなことで来ているわけで、これは歳入を見るとわかりますよ、そして歳出の部分で、全部合わせると減額になっているのが590万円なんです。その中で一番多いのが、9ページの介護保険対策、介護雇用プログラム推進事業委託料555万7,000円も減額になっているんです。これは、何でこんなに減額になるんですか、最初の見積りの誤りでないんですか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回、介護保険対策費の介護雇用プログラム推進委託料の減額でございますけれども、これにつきましては、介護保険事業者で職員の雇用を図りながらヘルパー2級資格を取得するというので、介護事業所などに23年度の当初予算にとりまして意向調査を行いまして、今回計上したところなんですけれども、今回の震災に当たりまして、予定しておりました町内の介護保険事業所、それに関連する塩竈にあります事業所なんですけれども、それが被災を受けたということで、それらの介護保険事業所を、塩竈の施設なんですけれども、入っている方含め職員もですね、町内の関連施設の方に職員とともに来ているわけなんです。それで、今回震災がなければ、そういうプログラムを受けまして、雇用を図りながら2級のヘルパーを取ろうという計画だったんですけれども、職員も関連する施設の方から来ておりますので、それらの介護プログラム事業を受けることが困難だということで、今回大変申しわけなかったんですけれども、減額の補正をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫君議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、こういうものも、やはりここまで金額が大きいので、この中に少し書いてもらえばいいのではないのかなと思うんです。その辺も、やはりこうやっ

て、これは当然出ると思うんですよ、質問。こんなに大きな減額ですから。そういうことで、次からは、やはり提案理由の中に入るといようなことでお願いします。

それから、こういうことも全部合わせると減額が597万3,000円、それから増額、今、議員さんたちが言いました中小企業とか、おもてなし分野とか、そういうもので783万6,000円、これは差し引きすると186万3,000円なんです。今回205万8,000円入ってくるんですけれども、差額19万5,000円と、こういうふうになるわけなんですけれども、その辺で差額はどごさ行くのかというようなことで質問します。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 重点分野の歳入部分の減額の一部ずつ申し上げますと、8ページになりますが、3款1項の戸籍住民基本台帳費、こちらの方で共済費4万6,000円、あと7節の賃金34万1,000円減額、こちらも該当いたしますし、3款1項3目老人福祉費の中の共済費と賃金、あと、今質問にありました5目介護保険対策費の委託料、あとページ数が10ページになりますが、5款1項2目労働諸費のおもてなし向上推進事業委託料、あと7款1項2目の中小企業等支援事業委託料、続きまして8款1項1目土木総務費の共済費、賃金並びに、あと小さい部分になりますが、8ページの総務費の総務管理費の一般管理費の中の1万3,000円の部分を合計いたしますと205万8,000円になります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それはわかりました。ただ、19万5,000円ぐらいがちょっと違ってきているので、その辺はどうなっているのかなということでお聞きしたんですけれども。

そういうことで、こうやっておもてなしとかホテルに今回3名ですか、そういうことで、やはりこういう厳しい雇用の中で、こういった事業がどんどん入ってくればますますいいのであって、今回の震災の場合において、塩竈がそういう状況の中で無理だということがありますので、こういう事業を探してどんどん入れていっていいのかなと、こう思います。

それから、最後なんですけれども、7分の3の3目、12ページ、これは防災対策というようなことで、一番下に「情報発信の手段として、災害時に活用されるメール配信システムを活用し、町民並びに観光客の生命の安全を第一に取り組むことを目的に、これらに関する初期設定費用」、この初期設定費用というものは、現段階どのような初期設定費用というものを考えられているのか。また、今後どういった展開でもって、こういう防災対策の発信をどのようにしていくのか。この2点について伺います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 初期設定は、大体19万円ぐらいかかります。ここに百何万円とありますけれども、初期設定ということで、どういうシステムかという、グループごとにパソコン、あとは私であれば私から、パソコンからグループごとに発信できるということです。なぜこのようなシステムを入れるかという、携帯がなかなかつながらない。今回の雨のときも、職員に何号配備だよということで一々電話をかけなければならない、電話がつながらない、出たかどうか分からないということで、グループ分けをしようかと。例えば管理職、あとは職員とか、あとプラス議員さん方にも一つのグループにしてもらったりということで、いろいろなグループ、行政員とかいろいろなグループに、メール持っている方はメールの機能があればそこでできると。ただ、どこのグループに出すかというのは、こちらのあれで、災害情報ですよという発信をすると。それで、メール機能があれば、ドコモであっても a u であってもできると。そして、発信して、相手が開いたかどうか、見たかどうかというのわかるようにすると。見なければ……、ということになってしまいます。確かに見たかなということ。だから、見ないよとは言えないということです。

だから、そういう形で、やはり今回の大震災でもメールは何とかもったと。多分ドコモでもなんでも、今後メールを打てるように、震災でもできるようにすると思うので、こういう機能をするということです。ですから、災害時、あと今後どうするかと。あと観光客、ホテルでもギザギザのやつにこうやると、その情報というか、送れるようにできますから、バーコードリーダーでしたか。（「QR」の声あり）QRですね、すみません。QRとかああいうのもできると、もし観光客の方が。あと旅館とか事業所は、当然情報が最初から欲しいよというのであれば、できるということです。

あと、これは災害プラス、今後ですけれども、平常時も使えるのではないかと、要するにイベント情報とか。今回災害対策費の中に入っていますけれども、平常時も情報発信とかそういうのはできるということで、このような形で予算計上させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 一つお聞きしますけれども、保育料金の負担金の400万円減額と、こういうことなんです、全壊、大規模半壊ということでの減額ということになると思うんですが、それぞれ何件ぐらいずつ見込んで計上されたのかというのが一つでございます。

もう一つは、その関連で、言ってみれば地震で被災をされた、ついでに失業もしたというようなこともある方もいらっしゃるのではないかなと、もしかしたらね。そういう人はいな

かったのかどうか。もしいたとして、そのことによって保育に欠けないよと、あなたはということで、保育所に子どもが預けられなくなったと、そのために保育料の負担金が減額になったというケースはなかったのかどうかというところを、最初にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 保育料の減額でございますけれども、今回400万円ほど減額しております。その内訳でございますけれども、全壊、大規模半壊、半壊等において、約29件ございました。被災を受けた方ということで。その時点で約380万円ほどということで、若干あとこれからも見込みまして400万円ということで減額しました。

あとそれから、もう一点、そういう震災におきまして、お母さんなり仕事とかいろいろなくなって、保育に欠ける、なくなったのではないかとということで、それらについては1件ほど、その段階で相談があったんですけれども、最終的には就職に、その後再開したということで、保育に欠けて保育所を退所という児童はございません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） やはりこれは、こういう事態でも、もしこれは、すぐ就職先が見つかったということだったんですが、これは見つからないと、やはり保育に欠けないということで、預けられないということになっていたのかどうか、その辺どうなのでしょう。こういう事態の中では、もう少し融通のきく判断も必要かと思うんですが、実際そういう扱いがされることになったのかどうか、その辺について確認だけしておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 松島の場合は、この震災だけではなく、そういう保育に欠けるという、あと預けたときは就職されたんですけれども、その後就職がちょっと中断したということで、結構割と松島の場合、就職の探す期間というのは、ほかの自治体よりは長いということでなっておりますので、今回はたまたまその方が、2カ月前になりましたけれども、ただこういう状況なものですから、いろいろな面においては、そういう何カ月だからだめだということの解釈でなく、保護者の状況を勘案しながら、ルールはルールありますけれども、そういう形で対応したいなということで考えたところなんですけれども、実際のところは、そこまでいかないで、規定の中で、お母さんが職に復帰したということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 10ページなんですけれども、保健衛生費の中で、今回合併浄化槽が10基から5基ということで追加になったということですが、これは新築の方ですか、それとも修理、改造されて新たに新設ということになったのかどうかまずお聞きます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回、今年度10基で予算計上しておりましたけれども、最近の震災後ですね、家の修繕というか改築、これをだんだんやるようになってきてまして、相談を受けて、既に10件がほぼ確定というか、行き先が決まっております。それで、県にも問い合わせをいたしまして、国の方でも対応が可能というようなことで、今回5基計上させていただきました。新築もございますけれども、やはり震災関係、それでの住宅の改築関係で合併浄化槽を設置したいという要望がございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘君。

○14番（片山正弘君） これは、震災に絡んだということではありますが、実際に設置されている、現在供用開始している合併浄化槽の方で、今回の震災によって破損された方は何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 合併浄化槽で破損の情報というか、相談ですね。震災後ちょこちょこ受けておりました。それにつきましては、合併浄化槽の検査センター、それからの情報では……、うちら方では実際相談を受けたのは五、六件でありまして、センターからの情報ですと……

○議長（櫻井公一君） そこで答弁整理してからきちんとやってください。ちょっと今、答弁整理させます。

○水道事業所長（丹野 茂君） ちょっとお待ちください。センターからの情報は、ちょっと確認をさせていただきます。すみません。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 実際に合併浄化槽等については、以前から住民の設置された方から、維持管理費等についてぜひ補てんをしてほしいという要望が随分、何度かでていたわけでありまして。しかしながら、今回の災害等によって、その合併浄化槽が被災されて、もし使用不能になったというところに対しての町としての対応はどのようになされたのでしょうか、お聞きます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の震災でそういった問い合わせがありまして、支援はないのかという話はございました。それで、町といたしましては、国の制度では52万円、あれには上下水道、あと給配水ですか、そういった施設の修繕にも活用できると。それから、後追いになりましたけれども、一部損壊でも、上下水道、そういった施設への補助も、かかった経費についても対象だということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 例えば52万円は義援金でしょう。それは、被災された方に出されているものであって、それが合併浄化槽等については、すごく必要以上にお金がかかっているわけだと私は思うんです。ですから、別枠として合併浄化槽等なんかの復旧を考えれば、やはり維持管理費等も含む、上下もかなり今負担増になっているということです。ですから、もしこのようなことがあったとすれば、町としては、合併浄化槽が破損された方には別枠で補助の出す道も考えてはいかがだったのかどうか、その辺は考えたかどうかお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） その件につきましては、震災後そういった相談、あと協会からの情報をもとに検討はさせていただきました。

ただ、合併浄化槽につきましては、前々から維持管理費への助成というのは、ずっと議会からのご指摘がございましたけれども、議会での答弁の中では、なかなかそこまで踏み出せないというようなことでなされていたかと思います。今回の震災に当たっても、そういった点で、町長にも相談したり、あるいは町長からもありました。ただ、国の制度、そういった制度を見ますと、52万円の支援制度、それから、後になりましたけれども、一部被災の方にも5万円、10万円といった住宅の修繕に支援をするというようなことで、それでも足りないということは出るかと思いますが、そういった点で、建物ばかりでなく上下水道、そういったものの修繕の経費にも該当するというので、そういったところでまとめさせていただいたというのが現状です。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 52万円というのは、被害をこうむった方は、合併浄化槽以外の被害が大きくて、それぐらいの義援金の配分になるんだろうと思うんです。ですから、合併浄化槽は新たなものと私は思っております。ですから、ぜひこの辺なんかも十分に配慮していただいて、やはり合併浄化槽等を復旧させるためにも、この辺に対しては十分に今後の町としての考えを入れて、補助金の対象等も含めて考えるべきであると思いますので、この辺は要望に

かえさせていただきたいと思います。

次に、先ほども色川議員がお話ししておりました災害対策費の中でのメールの発信であります。このメールの発信の内容は、どのような内容とする予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） メール発信そのものは、震災とか台風とか災害によっていろいろ違いますけれども、例えば役場職員に対しては、何号配備ですからという、その配備の関連のグループの方を一つのグループにして、何号配備ですからすぐ、夜であれば出てくださいということとか、あと台風とか地震とかの情報も、こういう台風とか高潮とか、こういうのがありますからといういろいろな情報が基本になろうかと思います。あと、議員さんを一つのグループというような、まだ議長とかには相談していませんけれども、3月11日以降情報が少なかったと、多分事務局長が悪かったと思うんですけれども、やはりそのときの情報がある程度、震災の以後も、議員さんであればこういう今状況だよというのもありなのかなと。

ただ、これをこちらの環境防災が総務課の方で打つかどうかは、あと議長さんを通して現在の議会の事務局長さんと相談しなければならないと。あと観光客に対して、あと商店に対しても、ここでは災害対策費ですので、災害に関する情報を発信したいということです。それで、先ほど申し上げたとおり、災害はしょっちゅうあるものではないので、平常時は別のものも使えますので、それは今後イベントとか、それもできますので、それも考えております。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 確かに大事なことです。これは緊急に整備していただきたいと、内容を充実していただきたいと、そのように思っているわけです。

しかしながら、今回の台風15号のときに、被災された水害等の中で情報源がかなり少なかったというふうな話を私たち聞いております。そういうところから見ると、今の防災無線等についても、やはり完全なものではなかったのではないかなと、そのように思っているわけがあります。ですから、事前に災害等についての情報発信とすれば、このメール発信も大切ですが、今住民に対して、より早く災害等の発信をするための方策というのは、どのように考えているのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに、雨の場合とか防災無線、夜でも、聞こえないということも

あったと思います。それは反省すべき点かなと思いますけれども、やはり情報伝達を一つ、二つではなくて、このメール配信、あと予算はもう計上していますけれども、情報というか、子機のやつを集会所に置くということで、それは入札が終わっていますので、それは配備になるという形にはしています。

あとは、今後情報伝達を行政ができる範囲というのは、3月11日以降は限りがあると思うんですよ。役場職員が全部に回るとするのは難しいということがあれば、行政連絡員とか、行政の方々との情報の伝達、そこから広がる伝達をしなければならないということで、今回も補正に上げていますけれども、防災対策の検証会議を危機管理監を中心に各行政区とか自主防災、回っています。もう少しで全区を回ると思うんですけれども、その意見を踏まえて、やはり情報というのが多いので、情報伝達が少なかったというのがあるので、その検証会議を踏まえて進めていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） ぜひ今回の台風等を含んで、被災された方等のことも含めて、これからの連絡網等については、ぜひ徹底していただきたいということを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第82号平成23年度松島町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第83号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第83号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第83号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第84号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第84号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第84号平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第85号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第85号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第85号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第86号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第86号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第86号平成23年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第87号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第87号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回3,400万円、補正になるわけでありましてけれども、福浦橋の工事期間はいつごろ、何カ月、いつごろから実施していくわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 補正予算可決後にすぐ事務手続を始めまして、大体あと実際の工事につきましては、12月から3月までの閉館期に実施したいというふうに考えてございま

す。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回こうやって繰り入れしながらやると思うわけですが、福浦橋の場合は結構財調とかなんか基金が幾らかあったと思うんですが、今回使って何ぼぐらいになりますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 現在、基金残高につきましては、1億円ちょっとあると思いますので、そちらを利用して行いますが、あわせて同時に起債の申請ということで、今市町村課の方と協議を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、今回、シーズンオフに福浦橋を直されるということなので、来春からは今までのとおり皆さん通行して歩けるように期待しております。

それから、かなり地震後、観光客の減少も、観瀾亭の売上も700万円の減収というふうなことで、どこでも大変なんですけれども、まず例年並みに、観瀾亭の場合、通常の二割から三割しかお客さんが来ていないということなんですけれども、観瀾亭もそんな感じでございますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 震災当初は、確かに2割くらいで、今現在4割くらいに持ち直しているところもございますが、観瀾亭につきましても同様でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、とにかくことは修学旅行も本当に来なくて、放射能の影響が一番多いのかなと、こう思いますけれども、やはりこの冬まで乗り切って、来年に向かって頑張ってもらいたいと、こう思いますけれども。

それから、一つ、この間も聞いたんですけれども、雄島の渡月橋です。関連しますけれども、今年度の末当たりから直すかなというような、以前の話はありましたんですけれども、その後、県はどのような考えを持っていますか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 今現在のところにつきましては、今年度、今実施設計ということで改修に向けた実施設計を行っておりますが、実際の工事につきましては、24年度になる

との回答でございますが、何とか国の補正予算等を見ながら早めていただくように要望をしているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） なるべく24年度早々に工事を始めていただければと。頑張ってください。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） ちょっと予算にのっていないからお聞きするんですが、パノラマハウスの震災後の対応はどうなるんですか、どういう考え方を持っているんですか。あそこはずっと、夏場の一番忙しい時期そのまま放ったらかしになっている状態。私は、震災のとき、対応として、あそこを見に行ったときには、建てかえた方がいいのではないかという提案もしているんですが、その後の考え方。

○議長（櫻井公一君） 議案にはあれなんです、一応今知っている範囲内で答弁願いたいと思います。阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） パノラマの被害調査業務ということで発注いたしまして、一応業者の方からは報告書は上がってございます。そして、その中で町の中で意思決定をいたしまして、あと議会の皆さまと全員協議会等を開催しながら進めていきたいということで準備しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） だれが見ても危険な建物になっていると思いますので、ぜひ大きな判断で、やはり松島一望のあのパノラマハウスでございますので、思い切った事業計画を立てていただいて、全面改修、改築をして、あの地域に合った新しい建物をぜひ、災害だから文化財関係もクリアできると思いますので、いいチャンスだと思いますので、ぜひそういう方向で議会に提案してください。

○議長（櫻井公一君） 要望でいいですか。他に質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第87号平成23年度松島観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。（「休憩」の声あり）

休憩動議ありますから、休憩に入ってよろしいですか。

それでは、議長とすれば、まだ1時間ちょっとでありますので、続行させていただきます。

日程第17 議案第88号 平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第88号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第88号平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第89号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第89号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ここで聞いていいのかわかりませんが、災害関係なので。下水道の埋設したところが、やはり地震でぐっと路面が下がっているところがありますよね。大分砂利等で埋め戻してもらっているところがあるんですが、まだまだ下がったり段差になったりしているところがあるんです。そういう箇所についての手当てというのは、今回全体、ここで見るとならないのかなという気はするのですが、そういう箇所の対応についてはどんなふうに考えているんですか。

○水道事業所長（丹野 茂君） マンホールの陥没とかそういった箇所かと思います。これにつきましては、道路管理者というか、建設課の方と連絡調整いたしまして、先ほどありました、今ですと砂利で処理できるものは砂利でしていただいている、それからアスファルトもしなければならぬのはアスファルトで補修をするというような対応を、ずっと震災以降やっていただいております。そして、その後も余震が続いたりして、また下がったり、上がったという状況が出て、建設課、それから下水道の方にも住民の方から来ております。それは、建設課と下水道で連携して対応している状況でございます。

そして、今回災害の予算計上させていただきましたけれども、発注がこれからということで、発注してもすぐ直る状況ではございませんので、建設課と連携をとりながら、そういった砂利なりアスファルトなりの対応で、連携して対応していきたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 地震直後から全然砂利が入っていないところもあるんです。多分私道やなんかということなのかなと思ったりするところもあるんですが、私道のようなところであっても、道路として供用しているわけですし、下水道管の埋設等の関係で下がったままの状態と。非常に歩いたり走行したりしにくいという状況のところもありますので、後でお話に行きますので、ぜひそういった場所もやっていただきたいと、このように思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） 私の方からも1問、これもちょっと下水道と関連しているかどうかあれなんです、側溝と道路の段差も全体的に出てきているようなんです。今、建設の話も出てきましたからお願いするわけなんですけれども、その辺も点検しながら、あわせて側溝と道路の差、その辺も点検していただきながら、年寄りなんかつまずいて骨折したのでは、管理者の責任になりますので、その辺も点検しながら整備していただきたいなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 点検しながら安全対策をとっていきたいと考えております。もし具体的にここだというのがわかれば、情報を寄せていただければ、なお幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） ということでございますので、よろしくをお願いします。

補足で丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 先ほどの一般会計で合併浄化槽の検査センターの情報でございますけれども、配管の離脱等、結構あったようでございます。町内は、合併浄化槽、今のところ補助で設置したのは293件ほどございますけれども、数まではちょっと正確に言えませんので、結構管の離脱等はあったと。ただ、全くだめになったという重大な破損は、それほどなかったと聞いておりました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案第89号について質疑ございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今回は災害等についての災害復旧予算が組まれているわけですが、直接この予算とは関係ないのでありますが、下水のマンホールから逆流してきた場合のその周辺の後の処理というのは、どのように考えているのでしょうか。それとも、完全にその付近を消毒するとか、何かするとかという問題等は発生するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 震災関係で、震災では津波で逆流ではなくて流入ですか、不明水が入ったという状況がございました。それで、その後不明水は、まだ下水管渠直していませんので、かなり入ってきております。逆流につきましては、震災時、海岸地区でマンホールポンプが停止状態になったということで、あふれるという状況が出ましたので、それは災害の応急工事で、バキュームカーを利用して支障ないところまで運んで、マンホールに投入して浄化センターまでやりました。それから、今回の大雨のとき、ちょっと噴いたというような状況があったのかなと思っています。高城でも、ちょっと水が、マンホールまでは上がりませんでしたけれども、水が噴いた状況がございました。あれは、管渠に雨水が入りまして、満管状態になったという状況かと思っています。幸い、マンホールまで上がって、ぼんぼん汚水が出るような状況にはなかったなと把握しています。そして、噴くようなところは、雨水と一緒に冠水したという状況だったのかなと把握しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 私が聞いているのは……

○議長（櫻井公一君） 議案第89号について答弁してください。

○14番（片山正弘君） ですから、災害等について、地震のときにはポンプが停止になったときにはバキュームカーでくみ取ったという経緯があったわけでしょうけれども、実際にそれが、あたりに排水が漏れてしまった状態でのその処理をどうしたんですかということを聞いてい

るわけですよ。そのときに消毒をしたのか、今回の大雨でも同じですけども、マンホールからあふれた場合のその後の処理はどのようにしたのかということを私は聞いているところ
であります。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） はっきり言いにくいんですけども、今回のうちら方の下水管
に入ったのは雨水であったと、漏れたのは大分少ないと。そして、水とともに流れたという
状況かなと。

ただ、その後、その後といいますか、床上・床下浸水、こういうのがございました。それに
つきましては、今後のことに、私たちの所管ではちょっと外れるんですけども、言いにく
いんですけども、対応がなされるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 所管から外れることなく、ぜひ各課でそのような対応等について、やは
り住民が安心して暮らせるためにも、そういう点をきちんと署の管内でお話し合いをして、
いい処理していただきますよう要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑
を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を
終わります。

これより、議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第89号平成23年度松島町下水道事業特別会
計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第90号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第90号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第3
号）ついてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終
わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第90号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

ここで、次の日程が教育委員の選任についての投票もございますので、会場の準備もございます。投票の準備もありますので、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を3時30分といたします。

午後3時15分 休 憩

午後3時30分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第20 議案第101号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第101号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。朗読、議会事務局長。

○事務局長（櫻井一夫君） 議案第101号

松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年9月26日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

住 所 松島町幡谷吉崎40番地の5

氏 名 藤澤 美子

生年月日 —————

○議長（櫻井公一君） 提出月日の方は訂正をお願いいたします。

それでは、説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第101号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の藤澤美子氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き藤澤美子氏に教育委員会委員を任命することについて、ご同意を賜りたく提案を申し上げます。

藤澤美子氏は、資料に記載したとおりであります。昭和33年9月12日生まれで、昭和56年に東北学院大学経済学部経済学科を卒業され、平成16年6月から平成17年6月まで、宮城県PTA連合会常任理事・健全育成委員長を歴任されました。また、平成19年7月からは青少年のための宮城県民会議・課題検討委員を務められております。

人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございません

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第101号の採決を行います。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げますが、本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は16名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、11番赤間 洵議員、12番太齋雅一議員を指名

します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔事務局長の読み上げにより順次投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。11番赤間 洵議員、12番太齋雅一議員、開票立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（櫻井一夫君） 報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中「可」とするもの 16票

以上です。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第101号松島町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（櫻井公一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は、27日午前10時です。

午後3時40分 散 会